

危機管理マニュアル



宗像市立中央中学校

－ 目 次 －

生徒の安全確保に関する緊急の取り組みについて・・・	P. 2 ～ P. 4
1 学校事故	P. 5 ～ P. 7
2 問題行動	P. 8 ～ P.10
3 食中毒	P.11～ P.14
4 いじめ	P.15～ P.17
5 不登校	P.18～ P.20
6 自殺	P.21～ P.23
7 授業崩壊	P.24～ P.25
8 事件・事故	P.26～ P.28
9 地震	P.29～ P.30
10 風水害	P.31～ P.32
11 新型インフルエンザ	P.33～ P.35
12 個人情報の漏洩	P.36～ P.37
13 職員の服務違反（体罰・飲酒運転・事件等）	P.38～ P.40
14 不審者への対応	P.41～ P.42
15 落雷	P.43～ P.44

生徒の安全確保に関する緊急の取り組みについて

○ 危機管理とは

学校教育は意図的・計画的・継続的営みであるが、学校内外で起こる生徒に係わる諸問題、及び事件・事故に対しては即時に対応する必要がある。また、全く予測のつかない事件・事故等に会うこともある。

このような諸問題や事件・事故に遭遇しないように事前の指導を十分に行い、起きた場合、また、起きようとしている場合の即時的な対応も十分に考慮していかなければならない。

○ 危機的状況における対応

(1) 情報の収集・集約

事件の内容・被害の状況・生徒の様子・指導の在り方等緊急に正確につかみ、情報の混乱を回避する。

(2) 教育委員会等への報告

情報を集約・整理を行い、教育委員会へ報告し指示を得る。

(3) 情報発信の窓口を一本化

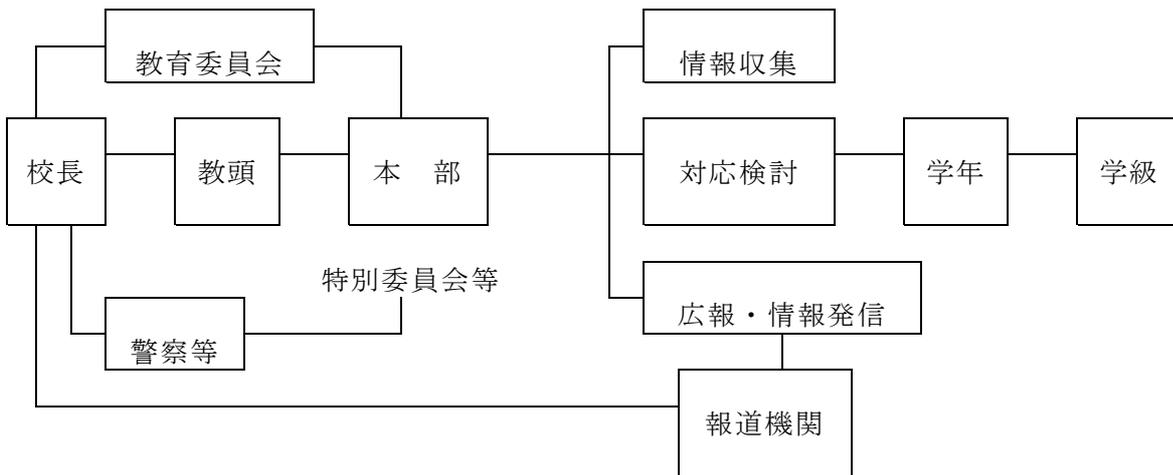
情報は、保護者、地域、報道機関等へ必要に応じて提供する。その際、校長あるいは教頭が一本化して発信する。

(4) 保護者への迅速で誠意ある対応

事故を起こしたことで非難されるだけでなく、起こした事故にどう対応したかで非難が大きくなることが多い。何よりも誠意を持って迅速に対応することが肝要である。

○ 危機管理の対処

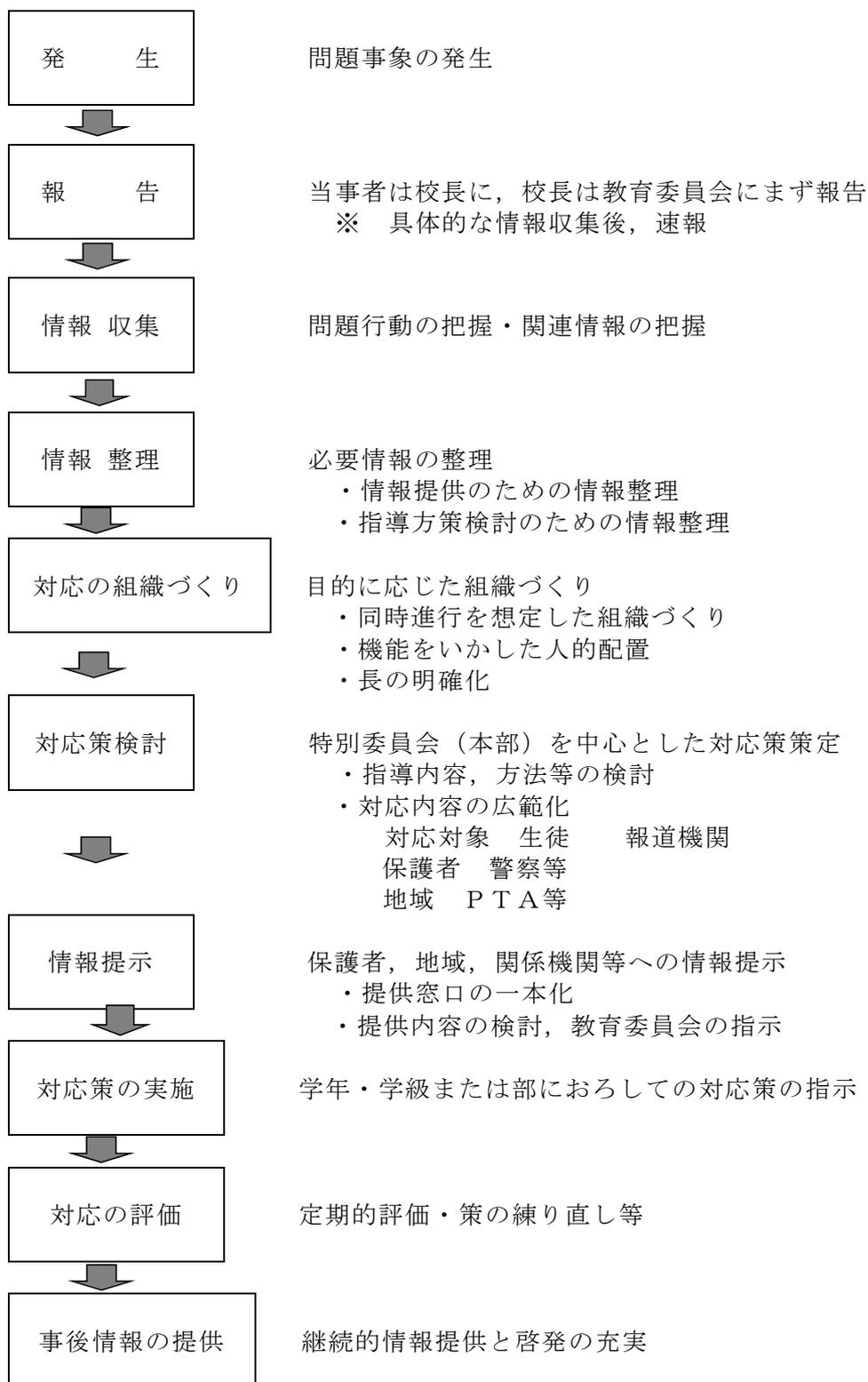
(1) 対応の組織



学校 : 0940-36-2041

市教委 : 0940-36-5099

(2) 対応の流れ



(3) 適切・迅速な対応のための重要ポイント

ポイント1 事故・災害発生への対応は全ての業務に優先する。

事故は災害は人命にかかわることがある。どのような事故・災害も処置を素早くすることが大切で、授業中や校務中などでも事故・災害への対応を第一にする。

ポイント2 事故発生を自分一人で処理しない。

事故が起きると、自分の不注意などが原因と考えて、自分一人で処理しようとする。それがかえって、事後に問題を大きくしたり、難しくしたりする。

ポイント3 校長・教頭にすぐに報告する。

事故が起きたら直ちに校長・教頭に連絡し、指示を仰ぐ。指示を受け、組織として対応することが迅速で適切な問題解決につながる。

ポイント4 校長・教頭への報告はできるだけメモなど、記録した内容を添える。

校長や教頭などへの報告は、メモなどにして、できるだけ正確な内容を伝える。口頭だと、聞き違いを起こしやすい。事後に確認するためにもメモは大切である。

ポイント5 謝罪とていねいな対応が問題解決をスムーズにする。

とにかく、言い訳したり、反論したくなるが、相手が悪い場合でも下手に出て相手の感情を和らげる。事故などは責任が学校にある場合が多く、まず謝罪する。

ポイント6 事故・災害を教訓として、事後に生かす。

事故・災害の後、二度と起こさないように、問題を整理・分析し、事後に生かすようマニュアル化するなど、最終対応まで手を抜かないことが大切である。

1 学校事故

1 対応の基本的考え方

(1) 学校事故の考え方

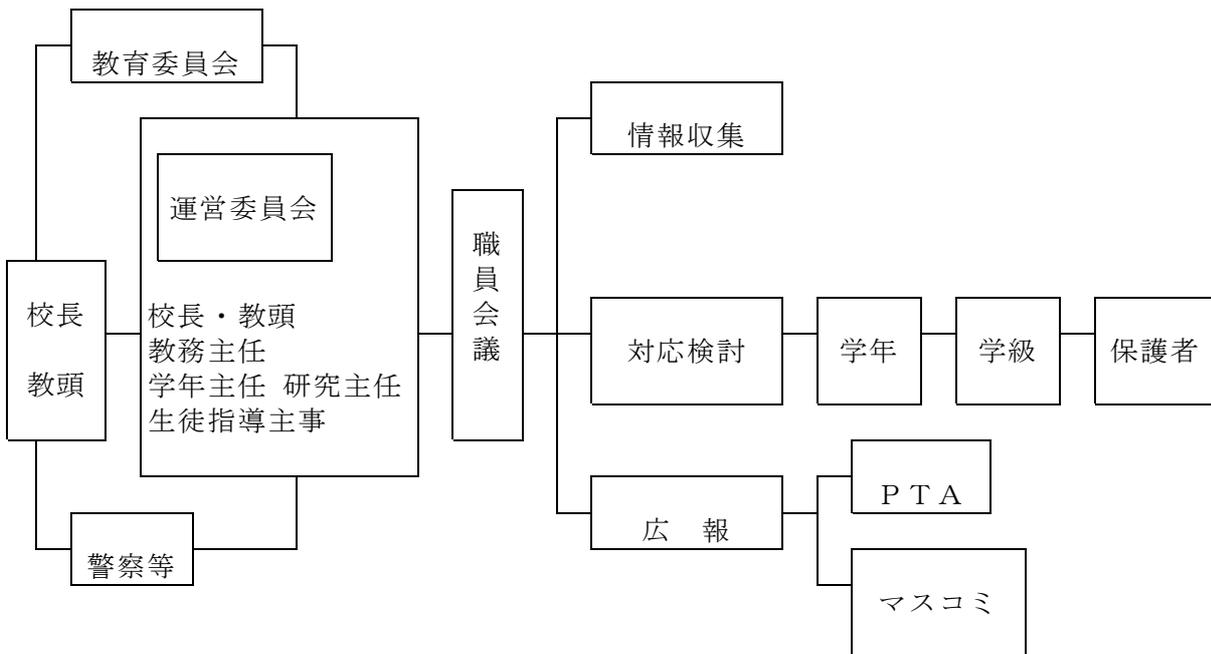
学校事故という場合は、児童生徒等について、学校における教育活動及びそれと密接な生活環境に伴い発生した負傷や疾病及び死亡を指す。この場合、学校の建物や敷地内だけでなく、学校外で行われる修学旅行やキャンプ等の学校行事などで発生した生徒の事故災害を含む。

(2) 対応の基本的な考え方

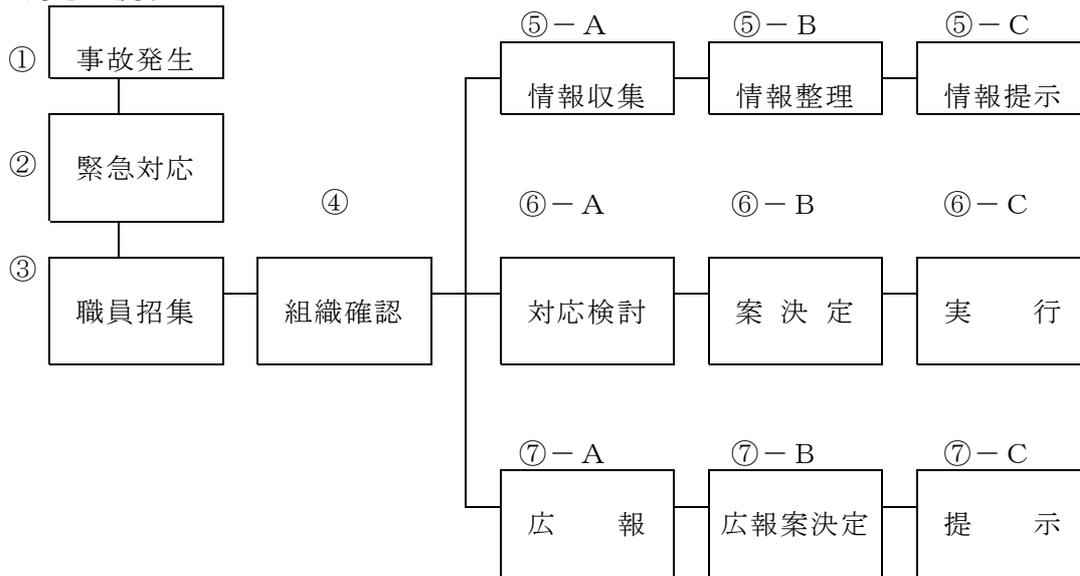
緊急を要する内容であり、即時の判断と対応が必要となる。次のことを基本に対応する。

- ① 的確な応急処置及び各方面への連絡
事故の内容や負傷の程度にもよるが、救急車の手配や的確な応急処置が重要である。
- ② 情報の収集
事故発生当時の状況や目撃者の有無など可能なかぎり具体的・客観的事実を把握するとともに証拠の収集保存が大切である。また、情報収集の窓口を一本化し、そこから外部への情報の提供を行う。
- ③ 関係諸機関への連絡
教育委員会への連絡はもとより、必要に応じてPTAや警察及び消防等関係機関への連絡が必要な場合も起こり得る。教育的配慮は重要であるが学校内で抱え込むことが後々批判の対象となっていることを忘れてはならない。
- ④ 職員の緊急体制の確立と組織的な対応
日頃から危機管理のための体制を確立しておき、校長を責任者とする組織的対応が重要である。個々の職員が個人の発想で対応（特にマスコミ）したりすることは決してあってはならない。
- ⑤ 関係生徒の保護者への誠意ある対応
最初の対応の仕方が極めて重要であり、事実に基づいて事情を説明し、理解を得ることが大切である。また、加害者の存在があるときは、必要に応じて立ち合わせることもあり得る。

2 対応の組織



3 対応の流れ



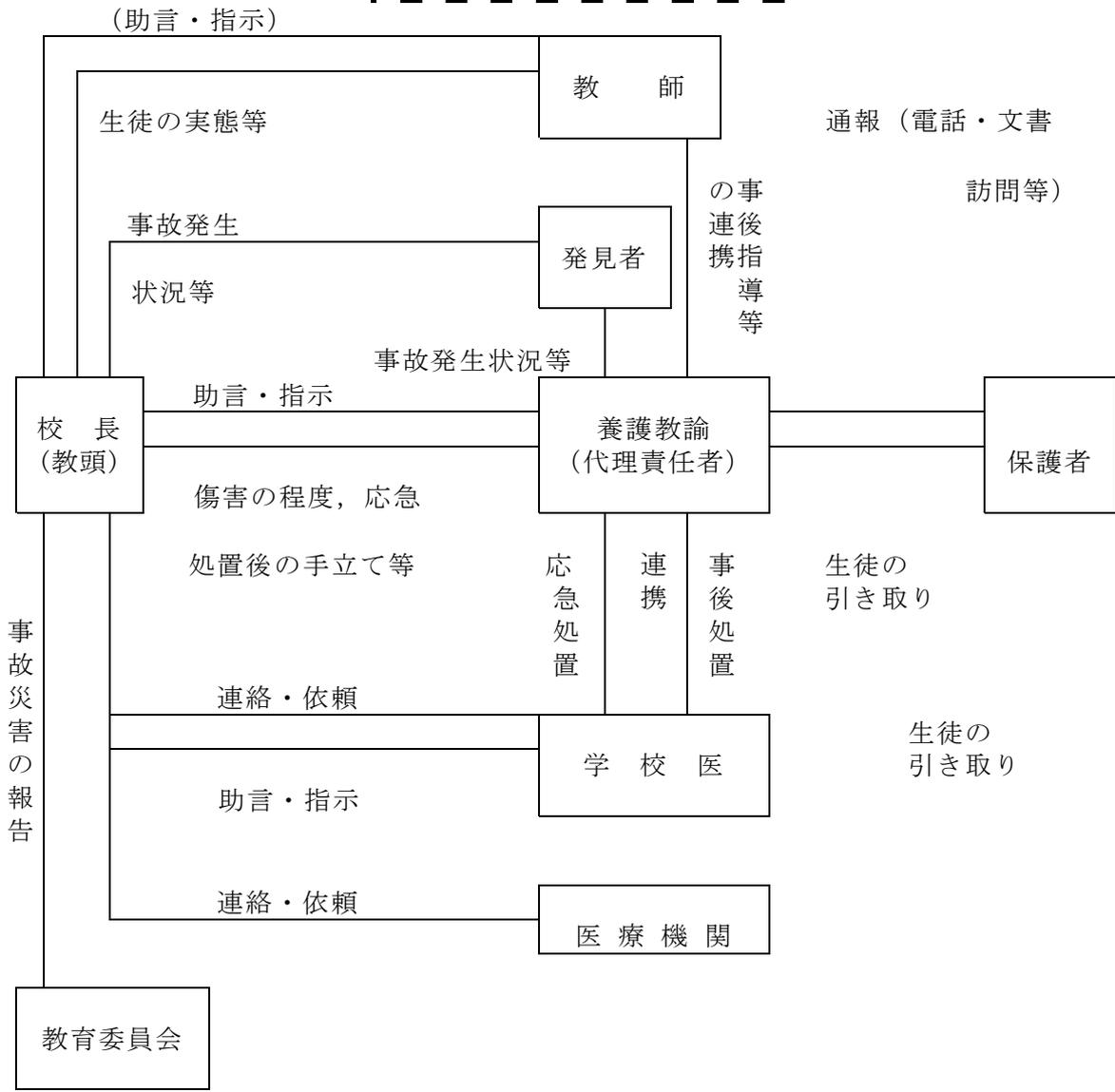
《具体的対応》

- | | |
|-----------|---|
| ① 事故発生 | 事故の発生に応じて可能な情報を入手し、その場に居合わせた職員で迅速かつ的確な対応を行う。 |
| ② 緊急対応 | 応急処置や救急車の手配などを素早く行い、校長（教頭）や保護者への連絡をする。校長は教育委員会への速報を行う。 |
| ③ 職員招集 | 緊急連絡網で職員の招集を行う。状況によってはPTA執行部に連絡し、招集する。 |
| ④ 組織確認 | 非常事態に備えて作られた組織の確認をするとともに、⑤⑥⑦の各班係の方針を確認する。 |
| ⑤-A 情報収集 | 関係者から詳しい状況を聞き出し、事実を把握する。 |
| ⑤-B 情報整理 | 事故の経過、被害状況、対象者の特定（加害者、被害者、目撃者）、現在の対応状況等を整理する。 |
| ⑤-C 情報提示 | 運営委員会や広報係に情報提示する。 |
| ⑥-A 対応検討 | 関係生徒のほか、学年・学級への指導の方向性を検討する。 |
| ⑥-B 案決定 | 指導状況・事前指導・関連指導等の資料収集・準備を行う。生徒への指導や保護者への通知案内及び集会の設定等、事故に伴う学校の取り組みの分析を行う。さらに、運営委員会で検討の上、対応と情報提供内容を決定し、職員等に提示する。 |
| ⑥-C 実行 | 対応策を実行するとともに、運営委員会や広報係に報告する。 |
| ⑦-A 広報 | 外部への対応は、原則として校長が行い、教頭は職員会やPTA等への対応を中心に行う。 |
| ⑦-B 広報案決定 | 伝達内容の案の策定を行う。情報提示対象に応じた伝達方法の検討を行う。教育委員会や校長の判断を仰ぐ。 |
| ⑦-C 提示 | 窓口を一本化し、情報提示をする。 |

4 対応上の留意点

- (1) 学校事故に対する予知や予測を備えておく。そのための的確な情報が集まるようなシステムを日頃より作り出していく。
- (2) 学校事故を防止し、回避できる事前の準備を日頃からしておく。また、学校事故に対しての連絡体制を備えておく。
- (3) 学校事故が発生した場合、校長を中心とした組織的な対応ができるシステムを確立しておく。職員が個人的な対応をすることなく強く戒めなければならない。
- (4) 日頃より人的安全管理と物的安全管理に留意するとともに、再び同じ学校事故が発生しないように再発防止の具体的な手立てを講じておく。

校内救急体制



学校 : 0940-36-2041
 市教委 : 0940-36-5099

2 問題行動

1 対応の基本的考え方

(1) 問題行動の考え方

問題行動は、子どもの心のなかに、生来の素因に、生育途上の諸々の心理的社会的 要因や生物的物理的要因が徐々に累積して、症状を起こしやすい素地が作られ、それがそのまま性格の歪みとなって現れたり、あるいは符合する誘因に遭遇発展して現れたものを言い、児童期やそれ以降に現れる。

問題行動には、次のようなものが考えられる。

- | | | | | |
|---------|--------|-----|-------|-------|
| ①万引き | ②遅刻・欠席 | ③暴力 | ④窃盗 | ⑤家出 |
| ⑥喫煙 | ⑦恐喝 | ⑧飲酒 | ⑨深夜徘徊 | ⑩薬物乱用 |
| ⑪不純異性交遊 | ⑫器物破損 | | | |

これらのなかから、器物破損を考えてみる。

- 器物破損は、心を大切にしないで物を粗末にする毎日の生活態度等から推察できる。いくつかの兆候をあげる。
 - ① 教科書、ノート、筆記用具を持ってこない。
 - ② 忘れ物が多く、宿題や提出物を出さない。
 - ③ 学級の仕事等に対して、気に入らないとすぐに腹を立て、怠ける。
 - ④ 唾を吐く。落書をする。大声で卑猥な話をする。怒鳴ることが多い。
 - ⑤ライター、煙草等を持ってくる。
- さらに、非行傾向のある生徒は、授業中に騒ぐ、授業抜け出し、教師への反抗、悪ふざけなど多くの傾向が複合して見られる。教師の指導が厳しすぎると、授業を抜け出し、空き教室に入る。また、鍵がかかっている特別教室に侵入して喫煙したり、菓子を食べて時間をつぶす。保健室には、朝登校してからすぐに訪れ、養護教諭に甘えてベッドで寝ることを申し出る。
 - ① 断られると鍵を壊したり、戸を足蹴りする。
 - ② 壁、天井等をモップの柄で小突いて壊す。
 - ③ ひどい時には、消火器をいたずらし散乱させる。火災報知器を作動させて逃げる。
 - ④ 窓ガラスを投石で破壊したり、蛍光灯を破損する。
 - ⑤ 給食の配膳中に物を投げ、他の友達に迷惑をかける等がある。

(2) 対応の基本的な考え方

緊急を要する内容であるが、指導は容易でなく、日頃より根強く、継続的に対応する必要がある。

① 報告・連絡

問題行動が発生した場合は、ただちに学年主任や生徒指導主事及び校長（教頭）に報告する。

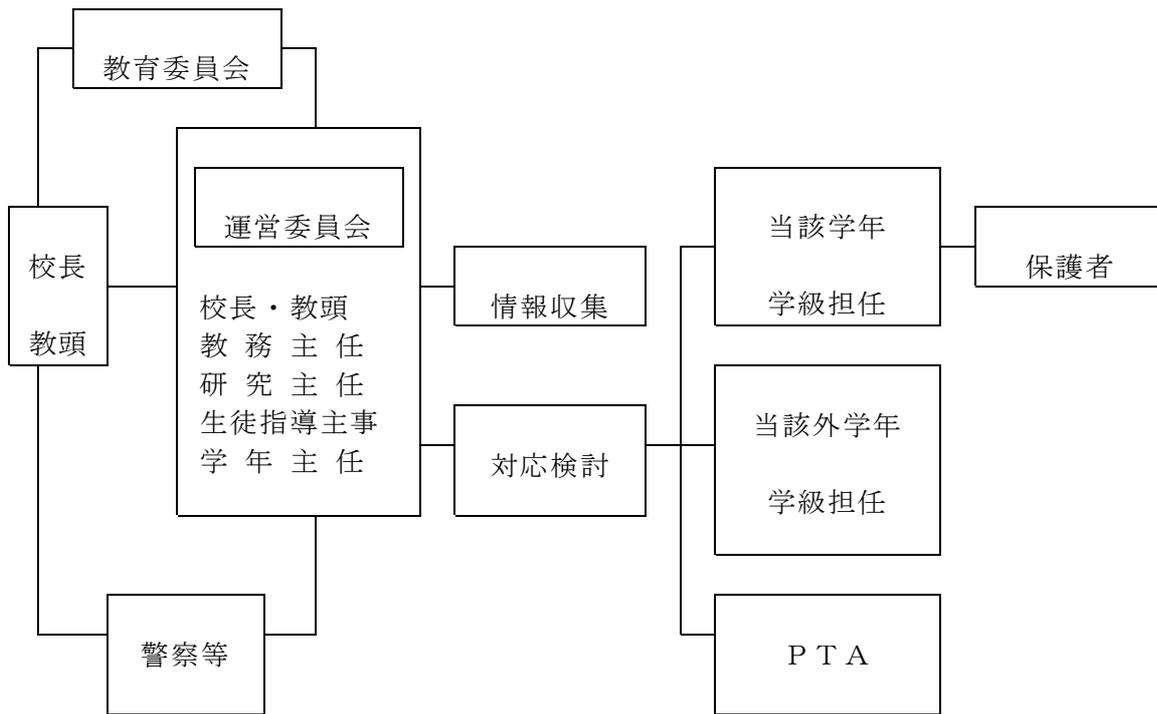
② 事実確認

事実確認は担任を窓口迅速に且つ慎重に行う。

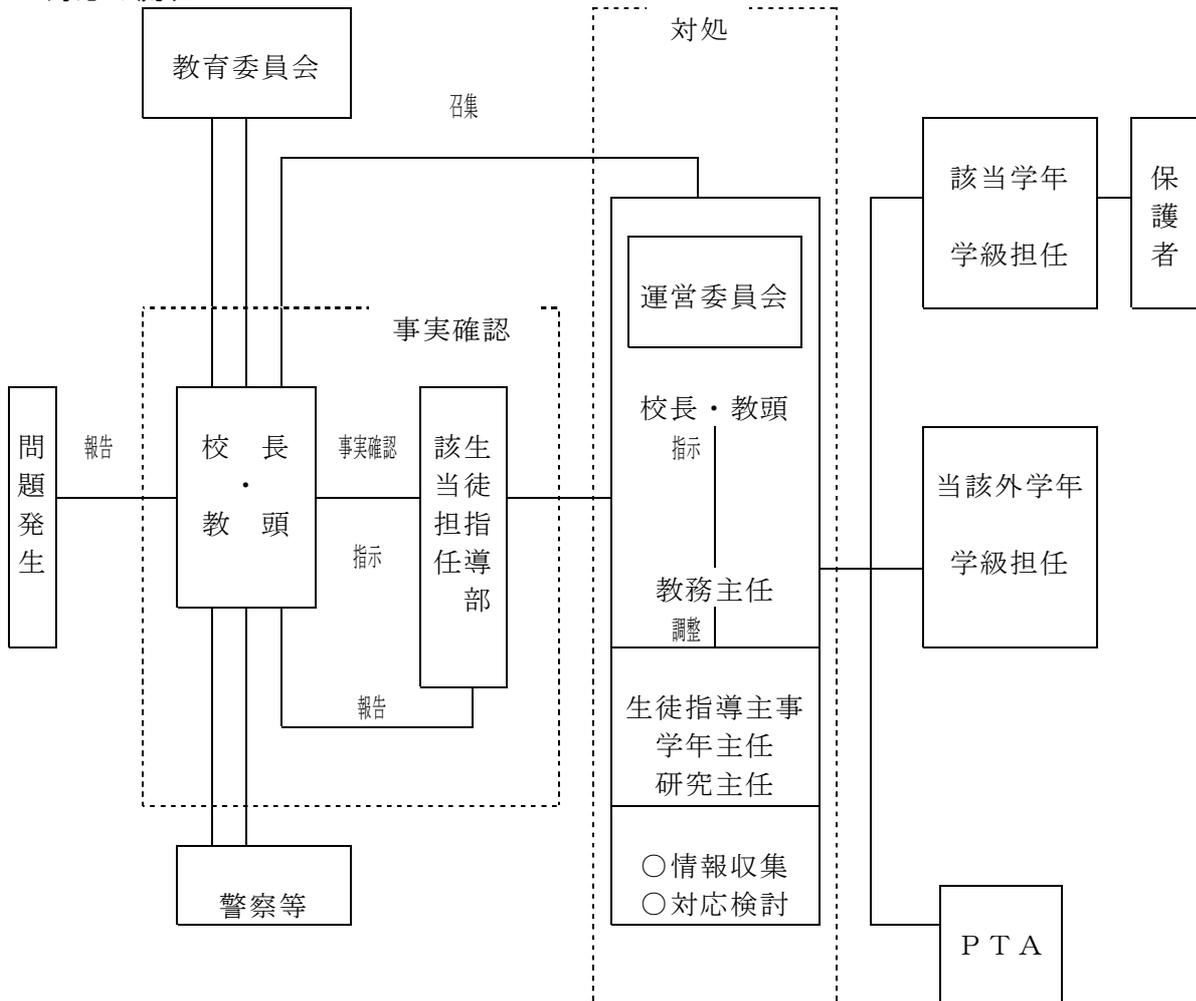
③ 組織的対応

対応は校長を中心にして、職員の共通理解と共通実践が重要である。また、総合的に生徒を見て対応する機会が多いので、組織的に行われなければならない。

2 対応の組織



3 対応の流れ



《具体的対応》

(1) 発生

- ① 問題行動が発生した場合は、ただちに、校長（教頭）及び当該学級担任に報告する。
- ② 当該学級担任は、生徒指導主事に連絡し、校長の指導を受け応急の処置を行う。

(2) 事実確認

- ① 内容や関係生徒の人数、情報提供源により、事実をできるだけ明らかにする必要がある。

(3) 対処

- ① 職員への報告は、緊急を要する場合は、臨時の職員会議を開く。緊急を要しない場合は、運営委員会のあと、状況・対応を報告する。
- ② 問題行動の原因や背景を把握し、組織的に生徒の指導を行う。
- ③ 継続指導を行う場合は、必要に応じて生徒指導部や運営委員会及び職員会議を開く。
- ④ 対応後は、常に校長や生徒指導主事及び学年主任に報告する。

(4) 関係機関との連携

- ① 関係機関と連携して指導を行う場合は、校長（教頭）を通して行う。
- ② 必要に応じて、外部の情報提供者や関係者に報告する。
- ③ 問題行動の内容によっては、校長が教育委員会に速報し、後日文書で報告する。
- ④ マスコミ等への対応は、原則として校長が行う。

4 対応上の留意点

- ① 事実確認をする場合は、教育の一環として行う。
- ② 周囲の生徒への指導の配慮をする。
- ③ 対処療法に終わらないために、教育課程の見直し・改善を図る。
- ④ ピグマリオン効果を生徒指導に生かす。

3 食中毒

1 対応の基本的考え方

(1) 食中毒とは

飲食物を摂取することによって健康障害（発熱，嘔吐，下痢，腹痛など）を起こす症状を言う。一般に食中毒のほとんどが細菌性のものである。

最近では，意図的に学校給食等に，異物・毒物を混入する事件も発生している。

そのような可能性も考慮しながら対応する必要がある。

細菌性の食中毒についての分類特徴は別紙「主な食中毒分類表」（資料1）のとおりである。

潜伏期の長期は，食中毒の診断に重要であり，感染型は比較的潜伏期が長いし，毒素型は短い。

異物・毒物の混入の可能性がある場合には，保健所・警察等公的機関との連携で，その原因を探る必要がある。

(2) 食中毒発生の基本的な考え方

学校給食は，バランスのとれた栄養豊かな食事を提供し，生徒の健康の増進，体位の向上をめざすという食事本来の目的だけでなく，食事という生きた教材を通じて，正しい食事のあり方と好ましい人間関係を体得させるという教育的な意義をとしている。そのため，教育課程において特別活動の学級活動に位置づけられる。

また，学校行事においてもその健康安全・体育的行事のところで給食に関する意識を高める指導が取り上げられている。学校給食はこのような教育的意義を有する教育活動であるから，給食にトラブルの生じることは，避けなければならない。食中毒の発生防止をするには，何といても患者の早期発見に努めることである。そのためには，次の事柄について，体制を整えておく必要がある。

- ① 学校においては，生徒の欠席率に注意し，食中毒の早期発見に努める。
- ② 生徒に対して，健康観察等によって健康の異常の発見に努め，食中毒のような疑わしい症状のある時は，すみやかに学校医等の診断を受けさせ，その指導により必要な措置を講じる。
- ③ 健康に異常のある生徒に，自主的に保護者や教員等に申し出るように指導する。
- ④ 保護者に対しては，食中毒にかかっていたり，かかっている疑いがある場合には，生徒を自主的に欠席させるとともに，学校にその旨を報告するように指導する。

(3) 対応の基本的な考え方

学校給食についての衛生管理の徹底にもかかわらず，食中毒の集団発生の疑いがあるときは，すみやかに適切な措置を講じる必要がある。

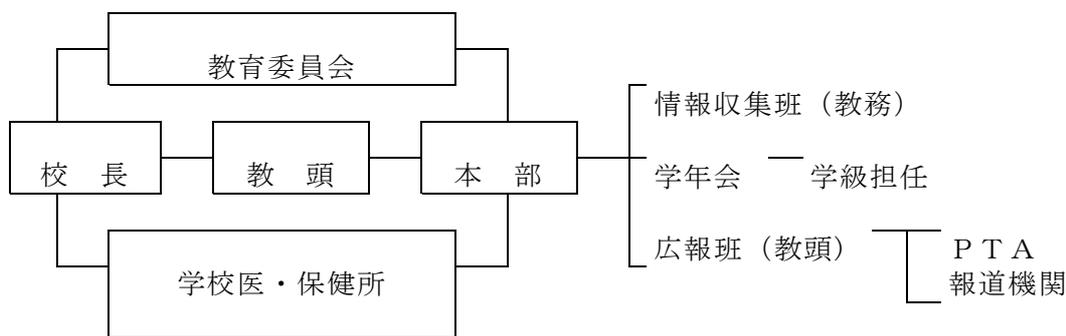
- ① 校長は，日頃から生徒一人ひとりの欠席の状況及び健康状態の把握を行うようにし，その記録簿を作成し，整備するとともに，生徒本人が体調の異常を感じた際には，速やかに本人あるいは保護者の側から学校に伝わるような体制を整え，健康状態の異常の発見に努める。特に学級担任・養護教諭は，

- ・ 欠席生徒からの異常の訴えや早退者の状況
- ・ 欠席者からの欠席届の内容（欠席理由，有症状の内容，程度，医師の判断など）などにより同様の健康異常を訴える者が多くないか留意する。

そして，異常を疑った場合には，校長，教頭や保険主事，養護教諭，学校栄養職員に速やかに報告，相談する。

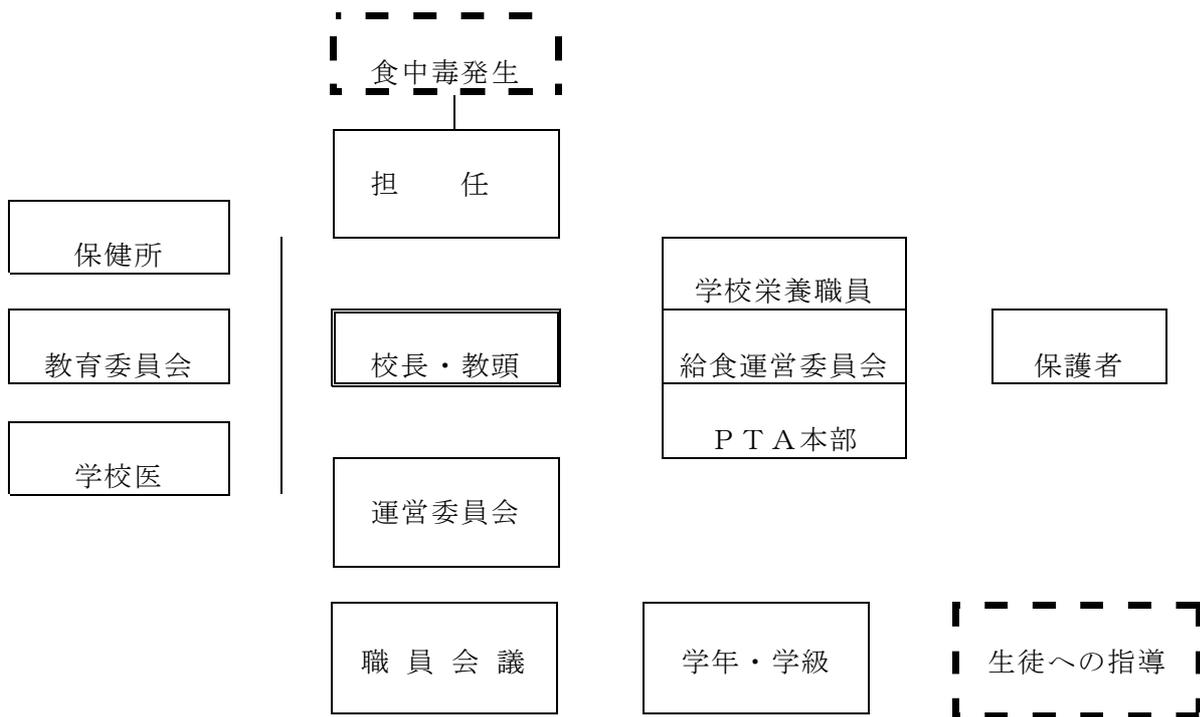
- ② 校長は、異常を訴える者や欠席者の欠席理由や症状に風邪様症状腹痛、下痢、発熱、嘔吐、湿しんが共通に見られるなど、伝染病、食中毒の疑いがあるときは、直ちに学校医、薬剤師、保健所等に通報し、その指示をもとめる。学校給食の中止についても速やかに判断する。
- 保護者に対しては、教育委員会や保健所の指示に基づき伝染病、食中毒発生の（疑いがある）事実、生徒の健康調査、検便などの各種調査への協力をお願いなど学年主任または学級担任を通じて速やかに連絡する。
- ③ 校長は、校内組織等に基づいて、教頭、保健主事、学級担任、養護教諭、給食主任、学校栄養職員などの役割を明確にし、校内外の取り組み体制を整備する。特に、教育委員会、保健所や報道関係には校長又は教頭が責任をもって対応できる体制とする。
- ④ 校長は、保健主事に学校保健委員会の開催を指示するなど、学校、家庭地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作る。
- ⑤ 校長は、伝染病・食中毒が、学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、生徒及び保護者には、緊急時の学校及び教職員への連絡方法を周知するとともに学校からの教職員及び生徒の各保護者に対して速やかに連絡を行うための緊急連絡網を整備し情報提供に万全を期する。食中毒発生時には、保健所の指示のもとに、全生徒及び教職員の健康状態及び喫食状況を「健康調査表」、「喫食調査票」などにより組織的に把握する。
- ⑥ 校長は、使用水等の日常点検記録簿、献立表、食材発注表、食材検収記録簿、配送記録簿、調理員検便結果表、施設設備等の定期検査記録簿、保存食、生徒の健康観察簿などを準備する。
- ⑦ 保健所等による立ち入り検査がある場合には、校長及び衛生管理責任者は的確に対応する。
- ⑧ 校長は、教育委員会、保健所、その他の関係機関に対しては、発生状況を定期的に報告し、指示を求める。教育委員会への報告は、終えんするまで継続的に行う。
- ⑨ 校長は、伝染病・食中毒の発生状況、伝染病・食中毒についての正しい知識、生徒及び家族の健康管理の注意事項を随時に保護者に連絡し、協力を求める。
- ⑩ 校長は、生徒に対し、緊急の全校集会などで、伝染病・食中毒の発生状況、伝染病・食中毒についての正しい知識、手洗いの励行などの健康管理の注意事項、伝染病・食中毒の罹患している生徒及び家族等への偏見差別によるいじめ等の防止などについて必要な指導を行う。

2 対応の組織



学校 : 0 9 4 0 - 3 6 - 2 0 4 1
 市教委 : 0 9 4 0 - 3 6 - 5 0 9 9

3 対応の流れ



(具体的対応)

- ① 保護者から、生徒に食中毒の症状が見られるとの連絡を受け取ると直ちに校長は教頭に報告する。
 - ・患者の氏名，症状及び家族の症状
 - ・治療及び入院した病院
 - ・該当者以外の生徒の健康状態
- ② 校長・教頭は，担任から連絡を受けて，給食による食中毒の可能性が出てきた場合，他の生徒に食中毒の症状がないかどうか確認するように全学級担任に指示する。
- ③ 校長・教頭は担任から報告を受け，次のような項目について確認したことを報告する。
 - ・学校名，発生日時，生徒数
 - ・欠席者数，有症者数，健康状態
 - ・過去2週間の生徒の欠席状況
 - ・過去2週間の献立内容と保存食名（*），検収表，日常点検表
 - * - 20度以下2週間の保存が義務づけられている。
 - ・学校の対応（休校，給食の中止など）
 - ・保護者への通知等の有無
 - ・治療及び入院した病院名
- ④ 運営委員会を招集し，教育委員会の指示・指導をもとに，学校における対応について協議する。（学校保健委員会とも連携をとる）
 - ・教育委員会からの指示・指導についての報告
 - ・生徒への事情説明及び指導内容の確認
 - ・保護者に対する連絡・報告内容の確認
- ⑤ 生徒へ事情説明及び指導と食生活について指導する。
 - ・食事前，用便後，帰宅後の手洗いを実行する。
 - ・食べ物は十分に洗い，加熱してから食べる。
 - ・生水は飲まない。
 - ・調理した食品は，できるだけ早く食べる。
 - ・調理器具は熱湯などで十分消毒する。

- ⑥ 保護者に対応して、文書で報告し、今後の協力を要請する。
- ・ 確認事項の内容
 - ・ 学校としての今後の対応
 - ・ 家庭での取り組み

4 対応上の留意点

① 腸管出血性大腸菌感染症（O-157）の取り扱いについて

- ・ 出席停止 学校保健法上の取り扱いについては、患者等の人権に十分配慮し、患者の隔離等を行わないこと等をふまえる。
- ・ 臨時休業 生徒または学校栄養職員、給食調理員等がO-157に感染の患者である場合に、臨時休業する必要はない。
万一、集団発生した場合には、臨時休業するかどうかは設置者において学校長、学校医等と相談の上、適切な対応をとる。

② 生徒指導の許可について

患者や保菌者となった生徒がいじめられたり、不当な扱いを受けたりしないように生徒指導を行う。

③ 緊急連絡網及び連絡体制の整備について

生徒及び保護者に速やかに連絡を行うための緊急連絡網を整備するとともに学校、家庭、地域及び専門機関が一体となって対応できる体制づくりをしておく。

④ 人権の侵害が生じないような配慮について

学校から各家庭に伝達する内容については、個人のプライバシーなどの人権の侵害が生じないように配慮すること。

4 いじめ

1 対応の基本的考え方

(1) 「いじめ」の定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃をい受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめの理解

① いじめの構造

いじめは、「被害者」と「加害者」だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によってなりたっている。

② いじめの心理

いじめの衝動を発生させる原因として、次のような者が考えられる。

- ・心理的ストレス
- ・集団内の異質なものへの嫌悪感情
- ・ねたみや嫉妬感情
- ・遊び感覚やふざけ意識
- ・いじめの被害者となることへの回避感情

2 いじめ問題への対応

① いじめに対する基本姿勢

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識
- ・「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という強い信念

② いじめの早期発見

ア 教師の視点から

- ・学校生活の様々な場面でのいじめを発見するチェックポイントを示す。
- ・いじめられている児童生徒からのサインを早期にチェックする。

イ 生徒の視点から

- ・毎月1回の学校生活アンケートや学期に1回の無記名アンケートの実施
- ・相談ポストを活用し、直接的ないじめのサインをキャッチする。

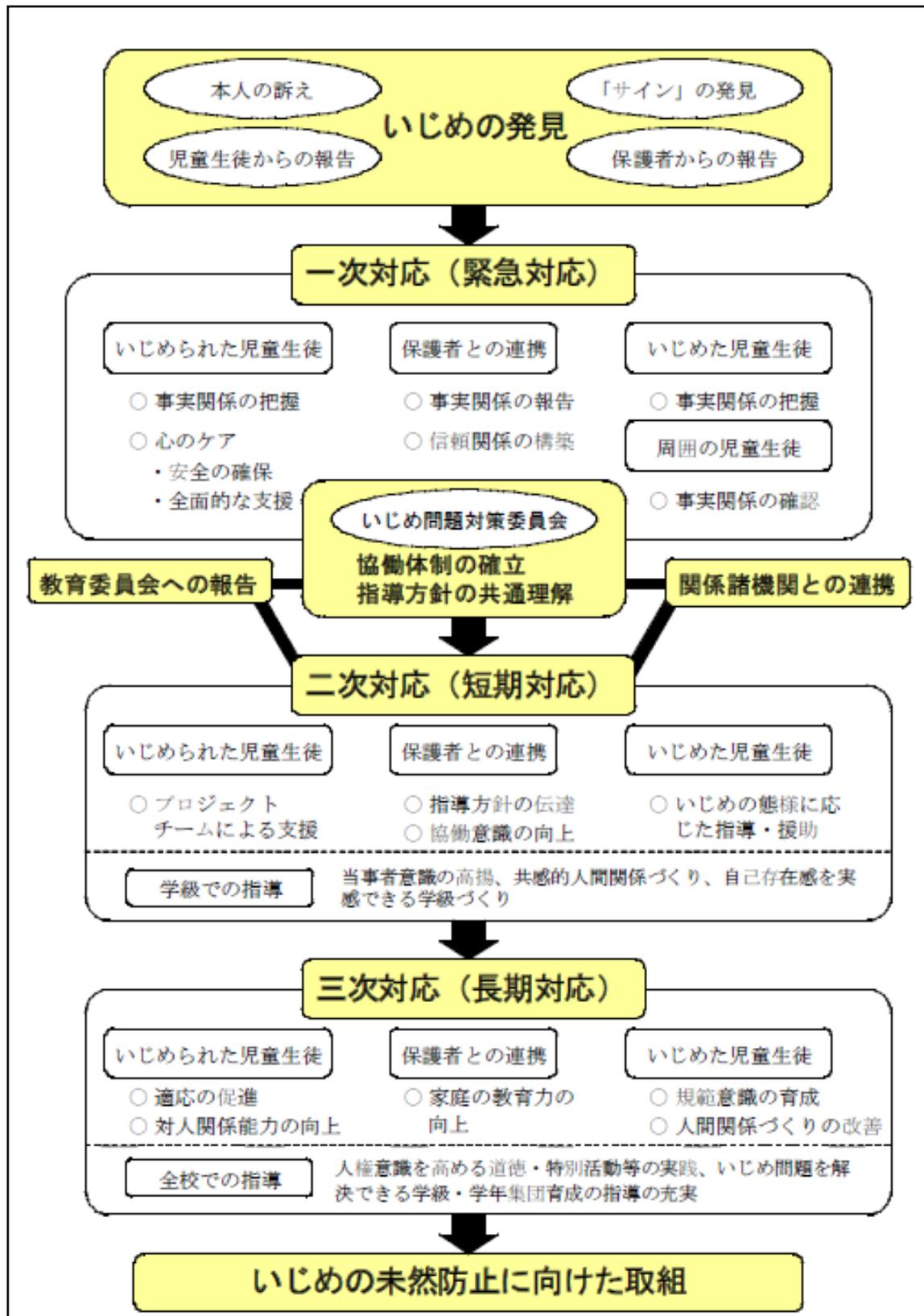
ウ 保護者の視点から

- ・いじめの家庭用チェックリストを保護者へ提示する。
- ・家庭における小さなサインをキャッチする。

③ いじめの早期対応

- ・いじめの兆候を発見した場合、いじめられている生徒の立場に立って心情を理解する。
- ・友人関係からの情報収集をし、事実関係の把握を迅速かつ正確の行う。
- ・いじめた生徒に対して、いじめの非人間性の気づかせ、他人の痛みを理解できるよう教育的な指導を行う。

- ・いじめを発見してからの対応では、どの段階の対応をしているかを教職員で共通認識をする。



いじめ問題への対応の手順

3 いじめ問題総合対策年間計画

【学校としての具体的対応】

毎月無記名のいじめアンケートの実施

- ① 学校としての対応
校長（教頭）が招集し、本部を組織する。その中で、今後の対応策を協議する。事例によって、職員による対応の形を考える。関係生徒への事実確認対応（指導）のあり方や保護者への説明の仕方等を話し合う。
- ② 関係生徒への指導
まず、事実確認を行い、事実を明らかにする。事例によって、担当する職員（含・メンバー）を決めて行う。また、関係生徒全員に行うか、分散するのかを十分考慮して行う。
- ③ 保護者への対応・・・[家庭訪問、保護者招集]
校長（教頭）と②に係わった各担任より、いじめた側、いじめを受けた側の双方の保護者に対して、事実を具体的に伝える。また、学校としての指導の方針を明らかにするとともに、当該生徒の家庭での関わり方についても一緒に考える。
- ④ 学校としての対応
①②③の経過について報告し、今後の指導のあり方についての協議の上、共通理解に立つ。事例によって、職員による対応・協議の形を考える。
- ⑤ 関係生徒への指導
指導にあたる職員については、原則的には関係生徒の担任があたるが、状況によっては校長・教頭・学年主任・生徒指導担当・児童生徒支援加配教員等も加わる。対象の関係生徒についても、事例によって個別に行うのか複数で行うのかを考慮する。以後、学級の生徒に対して経過説明をし、事例に対するこれまでの自分たちの対応の仕方や態度についての振り返りをさせると同時に、今後の関わり方について話し合わせて指導する。
また、学年や全校生徒に対して指導を要すると認められる事例については校長（教頭）や学年主任により指導する。事例によっては生徒会での取り組みも考えられる。
- ⑥ 保護者への対応・・・[家庭訪問、保護者招集]
④⑤の経過について報告すると同時に、家庭での対応や様子についての話を聞きながら、今後双方が気をつけていくことについて協議、確認をする。いじめ事象の質や状況によっては、臨時の学級集会を設定し、他の保護者にも事実経過を説明する。
- ⑦ 学校としての対応
これまでの経過をふまえて、今後、学校の中で留意していくことについて協議し、共通理解を図る。

4 対応上の留意点

- (1) いじめの発覚後、緊急な対応をすること。
- (2) 生徒に対して、教師としての残念な気持ちや人間としての憤りを心から伝えること。
- (3) 当該生徒に対する対話活動や観察活動を、日常的・継続的にすること。
- (4) 事象にたいする事情を、幅広く集めること。（生徒、他の教員、保護者等）
- (5) 家庭（保護者）との連携を密にすること。
- (6) 対応している期間、必要以上の情報を外部に出さないように配慮すること。
- (7) 学校として、教師として肝に命ずべきことは、
 - ① いじめを生み出す土壌づくりにつながるような学級経営をしないこと。
 - ② いじめの（芽の）早期発見に努めることである。～※チェックリストの活用 等

いじめ	しない	させない	みのがさない
-----	-----	------	--------

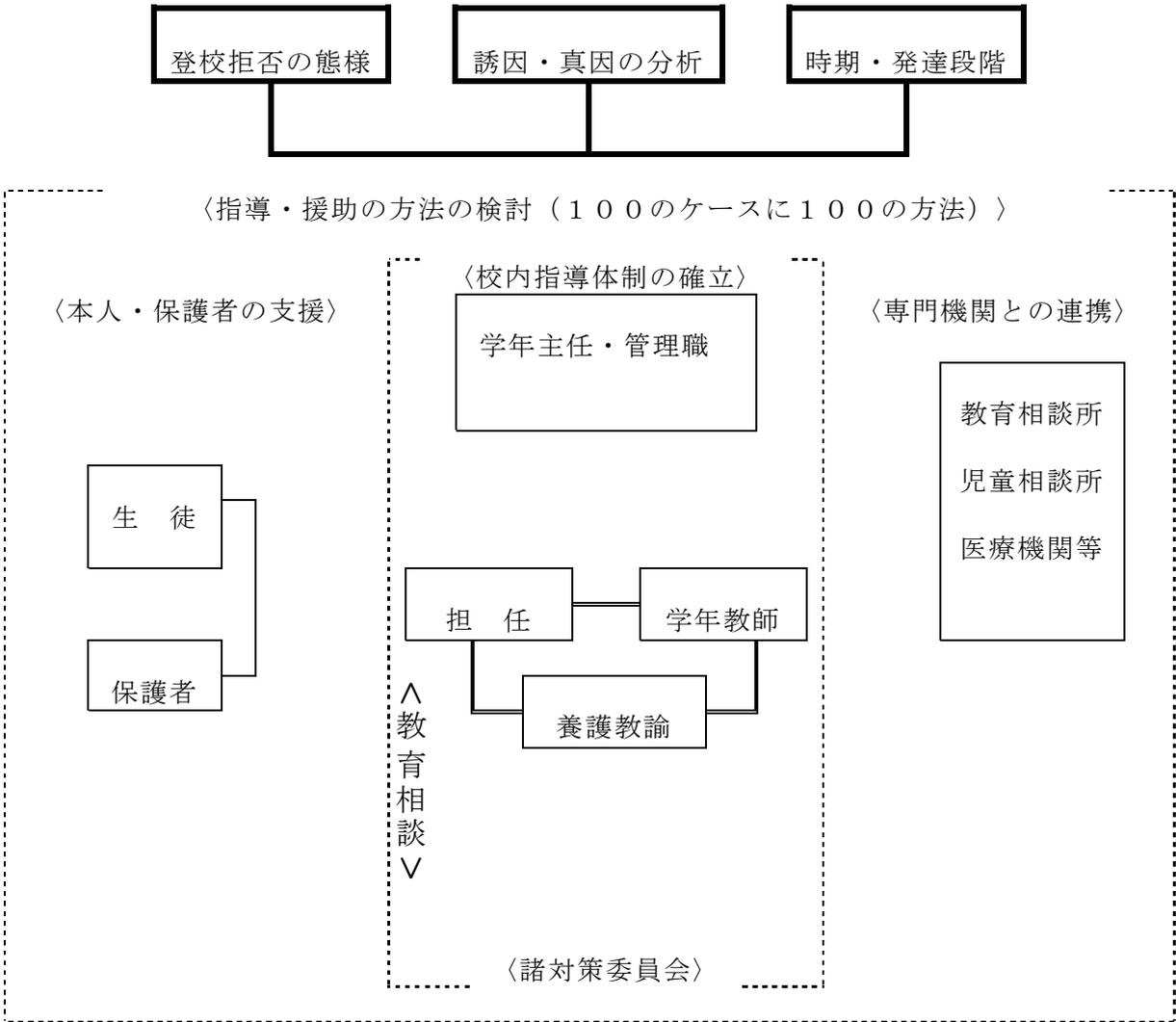
5 不登校

1 対応の基本的な考え方

不登校：生徒が学校に来ていない状態

- (1) 事前防止の危機管理
 - ① 魅力ある学校の創造に努める。
 - ② 信頼される学校の構築を図る。
- (2) 早期発見のための危機管理
 - ① 日頃の触れ合い・校内体制の確立。
 - ② 教職員の十分な理解と確認を図る。
 - ③ 子どもが出す様々なサインに気付く。
- (3) 事後対応の危機管理
 - ① 指導・援助の方法の検討（100のケースに100の方法）をする。
 - ② 本人・保護者への支援に努める。
 - ③ 専門機関との連携を図る。

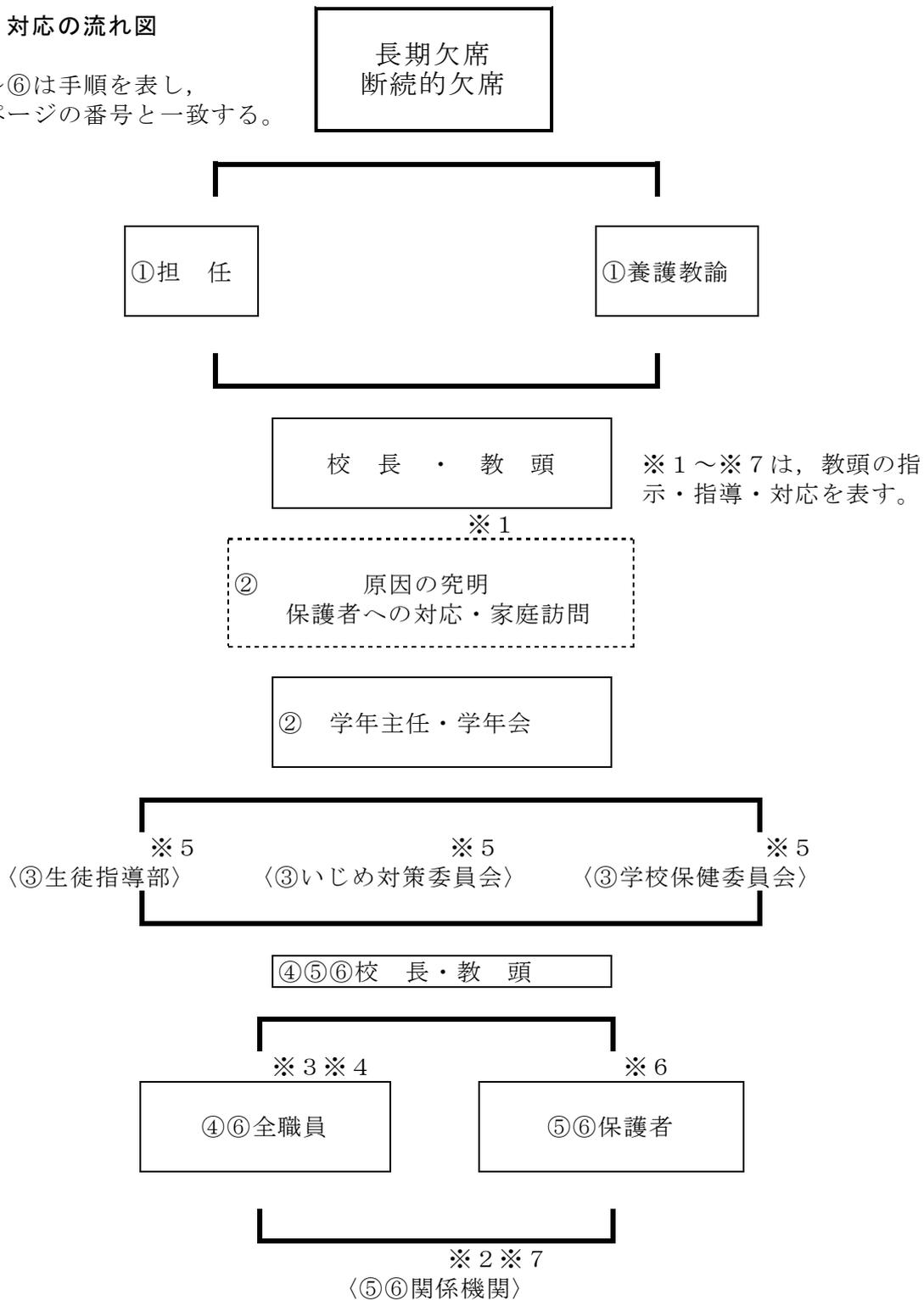
2 対応の組織



3 対応の流れ

(1) 対応の流れ図

①～⑥は手順を表し、
次ページの番号と一致する。



(2) 対応の手順

① 不登校及び長期欠席の場合、その実態を担当が認知し、何らかの対処を始めるのが普通であるが、健康観察等から養護教諭が認知することも考えられる。

実態を把握したときは、ただちに校長または教頭へ報告し、指導・助言を受ける。

※1

② 家庭訪問、または、保護者との面談を行うときは、校長または教頭及び学年主任

に連絡・相談・報告を行う。

- ③ 不登校及び長期欠席の場合、その原因は様々であるので、生徒及び保護者に対する
対処の仕方については、慎重にする必要がある。 る
それぞれの原因や態様に応じて生徒指導部やいじめ問題対策委員会、または、学 校
保健委員会等に相談し、検討した上でよりよい対処をすること。
- ④ 全職員への報告をする。
- ⑤ 生徒の実態に応じて、保護者との話し合いの上（保護者の納得が必要である）
関係機関と連絡を取り相談する。

※ 3

- ⑥ 学校としての対処
- 担任、または校長から全職員へ不登校及び長期欠席の原因や態様及び対処の経
過について報告する。

- 管理職と各指導部により、原因と長期的な生徒の指導体制について整理・検討

※ 4

し職員へ指示する。

- 生徒にへの対処の仕方等で改善が必要な場合は、早急に対処する。

※ 5

- 担任、または校長・教頭が窓口となって、保護者との連絡を十分にする。

※ 6

- 関係機関等の情報を収集し、保護者への紹介をしたり、相談をしたりする。

※ 7

4 対応上の留意点

(1) 事前防止の危機管理

- ① 学びあふれる教室づくり、豊かな人間関係の確立、個人及び自主性の尊重などに
努める。
- ② いじめ・体罰の撲滅、「心の居場所」の確保などに努める。
- ③ 保護者との信頼関係づくり、学校の役割の明確化などに努める。

(2) 早期発見のための危機管理

- ① 活力の低下を示すサイン
- ・口数が少なくなる。 ・表情が暗くなる。 ・一人でいることが増す。
 - ・忘れ物が増える。 ・受け答えが少なくなる。
- ② 保護を求めるサイン
- ・用もなく教師の側にいる。 ・保健室に行きたがる。 ・ささいなことにこだ
わり、教師に訴えたがる。 ・家に帰りたがる。
- ③ 身体の変調によるサイン
- ・頭痛、腹痛、発熱、下痢等の訴えが増える。 ・頻繁にトイレに行く。
 - ・給食がとれなくなる。 ・過度に緊張している。
- ④ 自己防衛のサイン
- ・下級生と遊び始める。 ・目立とうとする。 ・乱暴な行動が増える。
 - ・投げやりな態度が増す。 ・言葉が乱暴になる。

(3) 事後対応の危機管理

- ① 本人への援助
- ・教育相談の継続 ・登校刺激の試行 ・専門機関と協働
 - ・本人に合った適応指導 ・学力の補充指導
- ② 環境等の調整
- ・トラブルの解消 ・人間関係の調整 ・受け入れ体制の整備
 - ・温かく迎えるクラスの雰囲気

6 自殺

1 対応の基本的考え方

(1) 未然防止の取り組み

①相談しやすい雰囲気づくり

- ・保健室や相談室を生徒が気軽に来室できる場所にする。
- ・アンケートを毎月実施し、生徒の様子や学級の状況を把握する。
- ・教育相談週間を設け、生徒が気軽に相談できる機会をつくる。

②多角的な視点からの生徒理解

- ・スクールカウンセラーや図書館司書、小学校の先生との情報交換を行う。
- ・部活動顧問や、学年を超えた連携を密にし、情報を共有できる体制をつくる。

③教職員の基本的な対応

- ・生徒との関係を急に切らない。
- ・学校内での守秘の原則を徹底する。
- ・危機対応チームを編成し、事例検討会を実施する。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや学校医と連携する。

④自殺のサインへの気づき

- ・次のような危険因子を数多く認める生徒は、潜在的に自殺の危険が高いと考える必要がある。

[自殺未遂] 飛び降り未遂・薬の大量服薬・リストカット

[心の病] 鬱病・統合失調症・パーソナリティ障害・摂食障害

[安心の持てない家庭環境] 虐待・親の養育態度の歪み

頻繁な転居・兄弟姉妹の葛藤

[独特の性格傾向] 未熟、依存的・衝撃的・極端な完璧癖

[喪失体験] 離別や死別・急激な学力低下・予想外の失敗

[孤立感] いじめによるもの

[安全や健康を守れない傾向] 特に問題がなかった生徒が事やけがを繰り返す（無意識な自己破壊）

⑤自殺の危険を高めた生徒への対応（TALKの原則）

Tell・・・言葉に出して心配していることを伝える。

Ask・・・死にたいという気持ちについて率直に尋ねる。

Listen・・・絶望的な気持ちを傾聴する。

Keep safe・・・安全を確保する。

(2) 発生時の対応

①状況把握

- 客観的で性格な事実確認に心がけ、記録を時系列で残す。

- ・危機対応チームを招集し、救急車の要請・警察への通報・教育委員会へ連絡を分担して行う。
- ・場合によっては、警察・消・医療機関から情報を収集する。

②遺族へのかかわり

- 遺族に対して心からの弔意を示す

- ・連絡窓口となる職員を9配置するとともに、早急なコンタクトを心がける。
- ・事実を他の児童生徒や保護者、報道機関へ伝える場合は、遺族から事前に了承をとる。
- ・通夜や葬儀への参列について、学校の基本方針を決定する。
- ・葬儀後も、遺族との関わりを継続し、遺族の気持ちに寄り添う。
- ・遺品の取り扱いについて、遺族と話し合う。

（思い出となるもの、卒業アルバムの内容について提案する。）

③情報の収集

- 多方面からの情報収集と整理

- ・教職員からの情報を収集・整理し、全職員が共通認識する内容を共有する。
- ・自殺の背景について、教職員や生徒から聞き取りなどを行う。
- ・家庭での自殺前の様子について、状況に応じて遺族から聞き取りを行う。
- ・収集された情報を整理し、外部に発信する内容を決定する。
- ・公表する内容については、あらかじめ遺族の了解を得ておく。
- ・文書で示す内容、口頭で伝える内容、質疑に対する内容に分けておく。

④保護者への説明

○保護者会の開催や文書の発行

- ・正確な情報を素早く提供し、憶測に基づく噂の広がりを防ぐ。
- ・生徒への適切な接し方や専門的ケアにつて理解を求める。
- ・生徒等を守るために学校と保護者との協力関係を維持する。
- ・保護者からの意見や強力を依頼する。

⑤情報の発信

○積極的かつ一貫した情報発信

- ・保護者や外部、報道機関からの問い合わせ担当を配置する。
- ・出せる情報は、積極的に出す姿勢を持つ。
- ・インターネット等の情報を収集し、誤った情報の拡大を防ぐ手立てを行う。
- ・遺族の了承を得たうえで、生徒や保護者へ説明する。
- ・必要に応じて貴社会見を開く。

⑥生徒への対応

○全校生徒への報告・メッセージは感情を込めすぎず

- ・集会を行う場合は、パニックの伝染を防ぐために短時間で終える。
(放送や校長が当該クラスに出向く等、状況に応じた対応をする)
- ・内容については、事前に危機対応チームとうで検討するとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーなどにチェックを依頼する。

○通夜、葬儀へのかかわり

- ・遺族の意向を尊重して決定した、学校の方針を伝える。
- ・参列マナーなどについて指導する。

○葬儀後の対応

- ・写真や遺品などについては遺族の心情に配慮し、クラスで話し合って対応する。
- ・卒業するまでのプロセスを考慮し、一緒に卒業する雰囲気をつくる。

⑦心のケア

○ケア会議による推進

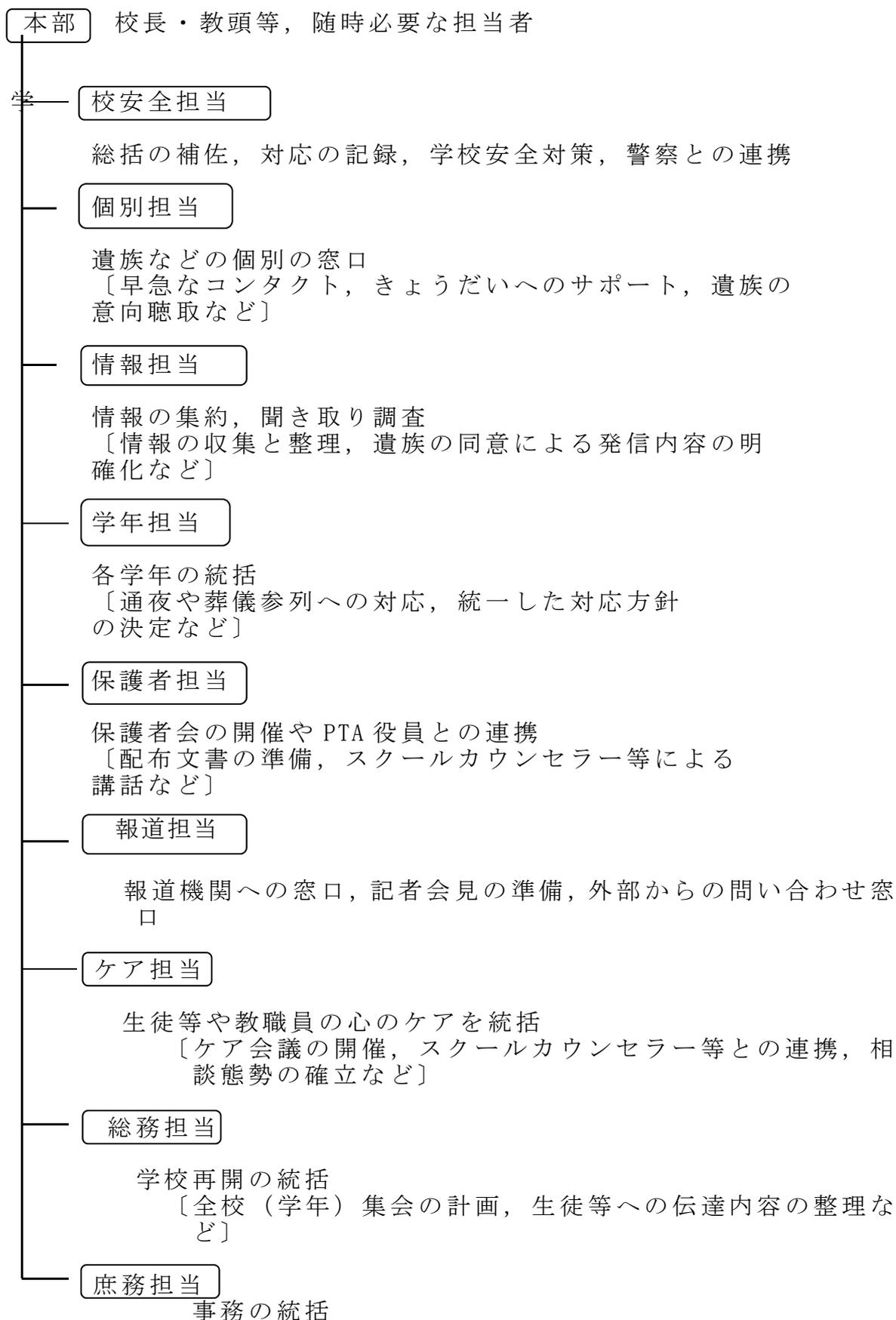
- ・養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー、学年主任等で構成する。
- ・当初は一日1回以上開催し、必要に応じて担任等や管理職も加わる。
- ・配慮を必要とする生徒や影響を受けるかもしれない生徒を中心に全体を広く把握する。

○配慮が必要なケースのリストアップ

- ・一般的な反応として、心と身体に次のような反応が現れる。

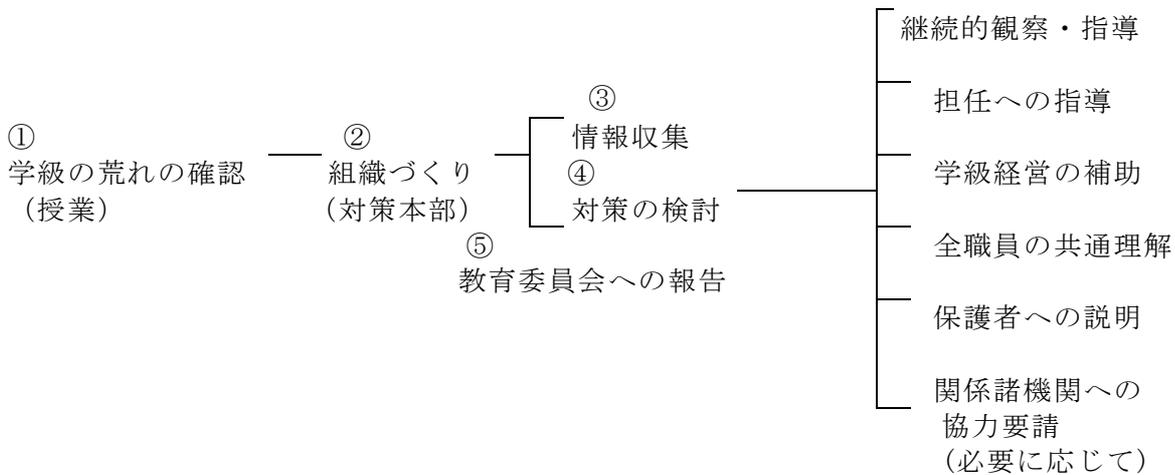
- ・自分を責める「私があのに一声かけていれば防げたのでは」
- ・他人を責める「〇〇君の態度が追いつめた違いがない。許せない」
- ・死への恐怖感「自分もいつか自殺してしまうのではないか」
- ・集中できない。ひとりぼっちで過ごす。話をしなくなる。気持ちが落ち込む。
- ・一人でいることを怖がる。子どもっぽくなる。
- ・まるで何もなかったように元気にふるまう。反抗的な態度をとる。
- ・食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛や下痢、便秘、身体のたるさ。

緊急対応チーム



3 対応の流れ

(1) 即時的対応



【即時的対応の具体的な内容】

- ① 学級の荒れの状態の確認を行い，程度を見極める。
 - ② どの程度の対策本部が必要かを検討し，組織づくりを行う。
 - ③ 情報収集・分析を行い，学級の荒れの要因を探る。（資料提供）
 - ④ 対策本部で対応を検討する。
 - ⑤ 方策に応じて，それぞれが組織的にかかわる。
- (例) ・同学年 (学年主任) の学級への入り込み (観察・指導)
- ・担任・教科担任への指導
 - ・担任へのカウンセリング
 - ・副担任がして，学級経営に参加する。
 - ・全職員の共通理解を図る。
 - ・同席者を加えての保護者懇談会を開き，今後の方策への理解を得る。
- ⑥ 教育委員会へ状況の報告を行う。

(2) 長期的対応



【長期的対応の具体的な内容】

- ① 対策本部で職員の質を高める研修を検討する。
- ② 研修計画を立て，研修を行う。
個人研修・職員研修

4 対応上の留意点

- ① まず学級の荒れの状態を沈静化し，生徒の正常な学習環境を早急に整える。
- ② 荒れの状況を把握・分析し，対策本部の規模，対策を検討し，組織的に対応する。
- ③ 担任・教科担任に自信を与えるような研修を含め，長期的な方策を取る。
- ④ 校務分掌を検討し，分掌内容・人的組合せを配慮して能力を発揮できる職場環境をつくる。
- ⑤ 担任変更・人事異動を含め，保護者の信頼ある学校経営に努める。

8 事件・事故

1 対応の基本的考え方

(1) 事件・事故の考え方

学校に関する事件・事故は、大別すると次のように区別できる。基本的には被害者が生徒であり、警察やマスコミ等を巻き込んだ社会問題化の可能性のある事件・事故をいう。

① 学校外における刑事事件等

誘拐や殺人等の刑事事件に子どもが巻き込まれた場合をさす。教育委員会への報告、警察との連携、保護者への対応、マスコミへの対応、生徒の指導等多様な対応が求められる事件であるとともに、即時の対応を求められる事件のことである。

② 修学旅行先でのバス事故や遠足等での遭難事故

修学旅行や校外研修、遠足などの学校行事において、交通事故や遭難等の生徒の生命等に関わる問題のことをいう。これは、事故現場での対応や保護者への情報提示、現地への職員・保護者の派遣等、即時でかつ動的な対応が求められる事件のことである。

(2) 対応の基本的考え方

緊急を要するとともに、即時の行動的対応が必要なため、次のことを基本に対応することが重要である。

① 情報の収集に全力を挙げる

対応の第一は、事件の状況の把握である。そのためには、情報収集の担当者及び対応の組織を作ることが重要である。現地での情報収集、学校での保護者やマスコミへの情報提供内容の検討等短時間に対応できる組織をつくる必要がある。

② 情報提供の窓口を一本化し、随時情報の提供を行う

情報は常に正確に、早急に保護者やマスコミに伝えることが必要であり、その判断や情報内容の検討などを組織的に短時間の打ちに行われなければならない。また、情報が多様な所から発出され、混乱することを最も避けねばならず、窓口を校長または教頭に一本化することが重要である。具体的には教頭が行い、最終の責任を校長がとるという体制が望ましい。

③ 教育委員会等への報告を重視し、適切な指示を得る

基本的には、教育委員会への報告を先決し、その早急な指示を仰ぐことが重要である。しかし、その指示を待つあまり対応が遅れることを避けねばならない。その場合は、事後の報告を厳密に、しかも密に行い、時間的な余裕ができた場合には、指示を待って対応することが重要である。

④ 職員の即時対応体制をつくり、組織的に対応する

情報収集とともに重要となるのが、対応のための組織づくりである。個々に教員が対応すると混乱を生じるとともに、学校としての責任ある対応が難しくなってくる。また、短時間に対応すべき内容でもあるため、学校内にプロジェクトとしてのいくつかの組織をつくる必要がある。

⑤ 事後の対応を大切にする

事後の適切な対応がないと、学校の責任問題や事件の再発等を招く。したがって、継続的に対応組織を維持して当面の対応を行うことが必要である。特に、生徒に対する指導や保護者への指導協力依頼または事後報告等を大切にすべきであり、対応の継続を図ることを忘れてはならない。

2 対応の組織

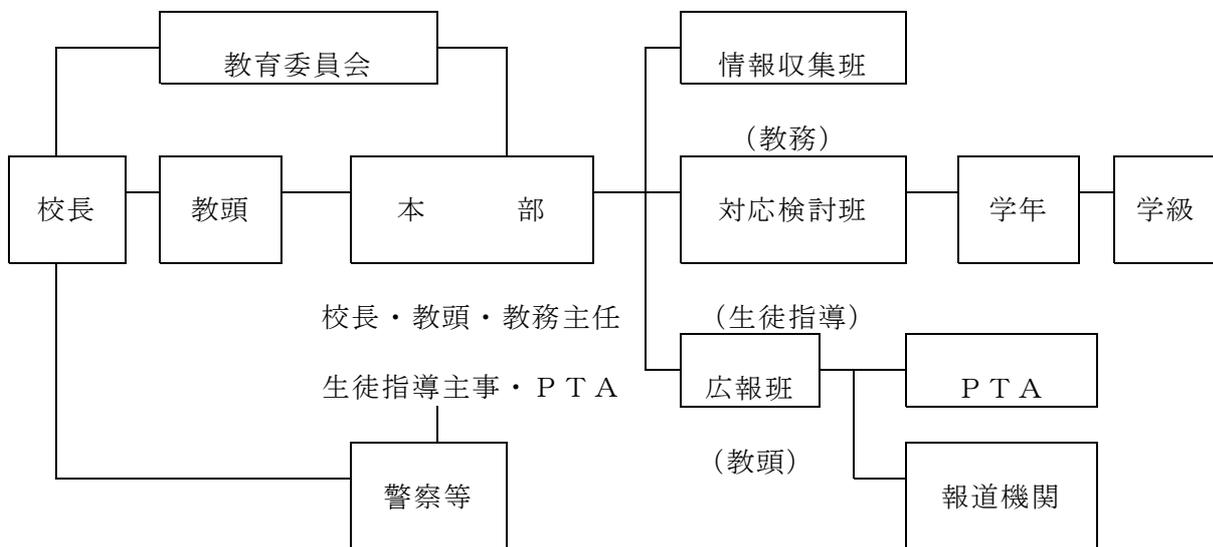
対応の組織は、学校の規模や教職員の人数等により異なってくるが、基本的には次のような視点を持って組織することが重要である。

① 事件に応じた必要組織を即時に作成すること

対応の範囲によって多様な組織が考えられるが、基本的には、「情報収集」・「対応検討」

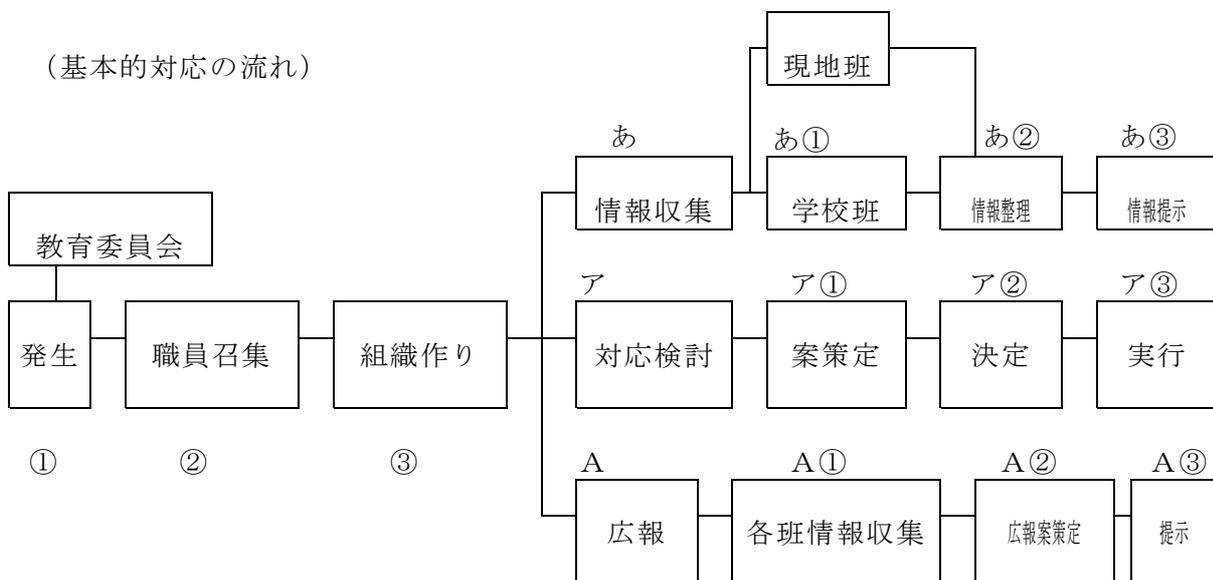
- ・「広報」等の組織が必要と考えられる。
- ② 同時進行の可能性の高い組織とすること
各担当の事務が同時進行する組織が必要である。本部を各班の情報の収集・活動の連絡調整の場所として、時を同じくして同時に活動が進行できる組織とすることが重要である。
- ③ 各組織の長を明確にすること
各組織の活動の調整や最終判断を校長等に伝達する役割としての長を明確にした組織づくりを行うことが重要である。特に、教頭、教務、生徒指導担当等については、常に各組織の長としての意識を高めておくことが重要である。
- ④ 対外的な対応組織を作成すること
警察や報道機関、地域住民等へ協力要請や情報伝達等の責任の所在を明確にすることが必要である。校長がその任にあるが、現実的な対応は教頭が行い、校長は最終の判断を伝達・講評する際に位置づける方が賢明である。

(対応の組織)



3 対応の流れ

(基本的対応の流れ)



9 地震

1 未然防止の取り組み

(1) 事前の対応策

- ① 日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、防災体制や施設・設備等の管理体制を整備しておく。
- ② 地震発生時の校舎や敷地内の危険箇所や避難経路について把握するとともに、実情に応じた具体的な防災計画を作成する。
- ③ 特別な配慮を必要とする児童生徒や負傷した児童生徒の避難を円滑に行うための方法を明確にしておく。
- ④ 緊急時に搬出の必要な物の保管場所を教職員に周知しておくとともに定期的に点検しておく。

(2) 安全指導の徹底

- ① 災害発生時の危険や安全な行動の仕方等に関して、具体的に指導する事項を指導計画に位置付け危険予測能力、対応能力の育成に努める。
- ② 特に地震発生時にすぐに体を低くして頭部を守る姿勢がとれるように訓練を行っておく。
- ③ 関係機関等と連携し、様々な場面を想定した防災避難訓練を計画的に実施する。（地震発生後に火災が発生する想定、校内放送が使えない想定等）

2 発生時の対応

(1) 安全の確保（揺れを感じたら）

- ① 授業担当者は、児童生徒に窓やロッカーから離れ、机の下に潜るように指示をする。（身を隠す場所がない場合には、身の回りの物で頭を保護し、低い姿勢をとらせる。）
- ② 避難口を確保するため、出入口を開放する。
- ③ 火気使用中の場合は、直ちに消火する。ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。

(2) 状況把握とその対応

- ① 児童生徒のけがの有無を確認する。
- ② 授業のない教職員で避難経路の安全確認をする。
- ③ 授業担当者は原則として児童生徒から離れない。
- ④ 管理職は状況を正確に把握し、救護や避難の方法を決定する。
 - ・テレビ、ラジオ、インターネット、電話、防災無線等により情報を集める。
- ⑤ 避難の指示及び誘導
 - ・役割分担に従って行動する。
- ⑥ 避難場所での対応
 - ・名簿で児童生徒や教職員の人員確認と、負傷者の確認をし、管理職に報告をする。
- ⑦ 救護活動
 - ・負傷者の程度に応じて救急車の要請を行う。
 - ・救護班を編成し、対応にあたる。
 - ・負傷した児童生徒の家庭に連絡をとる。
- ⑧ 保護者への連絡
 - ・保護者との連絡が取れるまでは児童生徒を下校させないで、学校で待機をさせる。

⑨ 津波警報（注意報）発令時の対応

- ・海岸付近の学校では、速やかに安全な高い避難場所に避難する。

(3) 報告等

- ① 事故が発生した場合には、その概要を市町村教育委員会に報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。
- ② 関係機関等の情報により、校区の被災状況を把握し、通学路の安全状況や交通機関の行状を把握する。

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
<ul style="list-style-type: none"> ○地震発生 ○第一次避難 ○揺れが収まる ○第二次避難 ○第三次避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急指示 ・二次災害の防止を指示 ・対策本部の設置 ・避難経路の安全確認指示 ・情報収集し、救護・避難の方法決定 ・避難経路の指示 学校が危険な場合は近くの避難所に避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を落ち着かせる ・ガス栓を閉め、コンセントを抜く ・負傷者の確認・応急手当 ・配慮を要する児童生徒への対応 ・人員点呼、管理職へ報告 ・授業担当者以外で避難経路の安全確認（授業担当者は原則児童生徒から離れない） ・避難誘導 ・負傷者の救護と搬送 ・負傷した児童生徒の保護者に連絡 	<p><u>室内</u> 机の下に潜り机の足を持つ</p> <p><u>廊下</u> 体をかがめ頭を守る</p> <p><u>体育館</u> 中央に寄り頭を守る</p> <p><u>校庭</u> 建物から離れ頭を守る ・教職員の指示に従い避難をする</p>

[避難後の安全確保の為の役割分担例]

班	対策本部	避難誘導班	救急班	救護・消化班 安全点検班
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報集約，記録 ・連絡，外部対応窓口 ・行動の支持 ・避難者受入と状況説明 ・外部対応 ・今後の対応決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員確認報告 ・生徒への対応 ・保護者への連絡 ・生徒全員が安全に帰宅するまで学校待機 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の確認と応急手当 ・医療機関への連絡 ・負傷者を医療機関へ渡すまでの対応 ・対応結果を本部へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・捜索・救出 ・ガスの元栓確認 ・校舎施設設備の被害状況を点検記録し本部に報告

10 風水害

1 未然防止のポイント

(1) 事前の対応策

- ① 日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、防災体制や施設・設備等の管理体制を整備しておく。
- ② 地域の災害についての危険箇所、特に通学路の状況について把握するとともに、実情に応じた具体的な防災計画を作成する。
- ③ 災害発生時に迅速に対応できるよう情報の収集手段（テレビ、ラジオ、インターネット等）や問い合わせ先を確認しておく。

(2) 安全指導の徹底

- ① 災害発生時の危険や安全な行動の仕方等に関して、具体的に指導する事項を指導計画に位置付け、危険予測能力、対応能力の育成に努める。
- ② 集団下校や保護者引き渡し訓練、連絡網の点検など、児童生徒や保護者が緊急時に安全な行動を取ることができる指導を充実させる。
- ③ 保護者や関係機関等と連携した防災訓練を計画的に実施する。

2 発生時の対応

(1) 状況の把握

- ① テレビ、ラジオ、インターネット、防災無線等からの情報や関係機関への問い合わせ、実際の状況観察などにより、気象や道路、避難勧告等の正確な情報収集を行う。
- ② 学校周辺の状況を常時監視するとともに、冠水や土砂崩れ等の被災箇所確認し、児童生徒の通学経路の状況を把握する。
- ③ 必要に応じ近隣校や教育委員会等情報交換を行う。
- ④ 児童生徒が登校前であれば、休校や始業開始を遅らす等の措置も必要である。
- ⑤ バスや電車を利用して通学している児童生徒がいる場合には、公共交通機関の運行状況の把握も必要となる。

(2) 下校措置などを判断する際の留意点

- ① 判断までに時間があるときは、教育委員会・他の学校とどのように連携をとるか、指示伝達システムをどのように確認するのかを教職員に周知しておく。
- ② 緊急時に、校長や教頭の判断が得られない場合の対応についても検討しておく。
- ③ 校舎及び施設周辺を点検するとともに、学校の周囲の状況を把握する。
- ④ 崖崩れ地域の状況を把握するために、関係機関や近くの保護者に連絡をとる。
- ⑤ 情報が入らない場合は、教頭等を現場に派遣し、状況を確認する。
- ⑥ 通学路に支障がある場合は、状況に応じて通学路の変更や、教職員引率による集団下校、あるいは保護者の迎え等の処置を講じる。
- ⑦ 家族が不在の家庭で、家屋の立地状況に危険が予想されるものについては、保護者に連絡をとり、引き取りがあるまで学校に留めるなど適切な措置を講じる。

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒				
<発生時の危機管理> ○大雨洪水警報発令 ○市役所から通行止めの連絡 ○生徒への対応決定 ○保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害対策本部設置 ・気象情報、市防災対策本部等からの情報収集 ・児童生徒の下校を検討 ・各地区の消防団員と連絡をとり通学路の安全状況等の確認 ・市内の各校との情報交換 ・対応を検討・決定 ・教育委員会に逐次報告し指示を受ける ・教育委員会に「大雨等による学校への影響」を報告（毎年教育庁総務課から通知している様式） <p>【家庭への連絡】 保護者に連絡をとり、下校の方法を確認する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指示があるまでは通常の活動を継続 ・通学路の状況について、保護者や関係者等に確認 ・今後の予定等や注意事項を児童生徒に周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示によって行動する ・今後の予定等や注意事項を聞く ・帰宅後、学校に連絡 				
○避難所への避難	<table border="1"> <thead> <tr> <th>《学校で待機する場合》</th> <th>《下校させる場合》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指定する ・児童は各学年部、各学級ごとに集め、安心させるように対応する ・災害情報や保護者からの連絡を伝える ・下校可能になった児童生徒から保護者に引き渡す（記録を忘れないこと） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な方法で下校させる ・通学路の変更 ・教職員の引率 ・集団下校 ・保護者の出迎えなど ・児童生徒の帰宅を確認する </td> </tr> </tbody> </table>			《学校で待機する場合》	《下校させる場合》	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指定する ・児童は各学年部、各学級ごとに集め、安心させるように対応する ・災害情報や保護者からの連絡を伝える ・下校可能になった児童生徒から保護者に引き渡す（記録を忘れないこと） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な方法で下校させる ・通学路の変更 ・教職員の引率 ・集団下校 ・保護者の出迎えなど ・児童生徒の帰宅を確認する
《学校で待機する場合》	《下校させる場合》						
<ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指定する ・児童は各学年部、各学級ごとに集め、安心させるように対応する ・災害情報や保護者からの連絡を伝える ・下校可能になった児童生徒から保護者に引き渡す（記録を忘れないこと） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な方法で下校させる ・通学路の変更 ・教職員の引率 ・集団下校 ・保護者の出迎えなど ・児童生徒の帰宅を確認する 						
○避難所へ避難した生徒の保護者への引き渡し	<p>【避難所へ避難する場合】（下校不可能な児童）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ連絡 ・教職員が引率避難 ・安心させるように対応 ・帰宅可能になった児童から保護者に引き渡す（記録） 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会に最終報告 						
<事後の危機管理> ○今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応を決定する ・保護者に連絡をする ・教育委員会の指示により被害発生地域又は市からの避難所開設の要請に備える 						

1 1 新型インフルエンザ

1 予防策

(1) 日常の健康観察の徹底

養護教諭が朝の会終了後、生徒の健康観察結果を毎日集計して健康状態を把握するとともに、教職員の健康観察についても徹底する。また、養護教諭を中心に、全職員が体調不良者の早期発見や経過観察に努める。

(2) 新型インフルエンザに関する情報の周知

県等から提供された新型インフルエンザに関する情報を校内に周知するとともに、家庭における健康管理、感染予防対策に関し、保護者への周知を図る。

また、生徒に新型インフルエンザに関する正しい知識を持たせるための指導を行う。

(3) 標準予防策の推進・徹底

新型インフルエンザに対する日常的な予防策として、生徒及び教職員に対して、手洗い、うがい、咳エチケット、マスクの着用などの徹底を図るとともに、学校医と随時情報交換し、校内対応について助言・指導を受ける。

また、教職員が新型インフルエンザについて共通理解を深め、実際に発生した場合の対応等に精通するため訓練・研修等を定期的実施する。

2 発生時の対応

(1) 情報の収集

①罹患生徒が発生した場合、当分の間、各学級の感染者数及び教職員の感染者数を調査する。

②感染者については、保護者に確認後教育委員会・遠賀保健福祉環境事務所へ連絡する。

(2) 出席停止及び臨時休業措置

①出席停止措置

ア 学校長は、生徒又は教職員の中に、以下のような新型インフルエンザへの感染が疑われる者が出た場合、速やかに市教委へ連絡する。

- ・新型インフルエンザ海外発生期以降、児生徒又は教職員の家族において海外又は県外に滞在した事実があり、発熱相談センター等への相談の結果、新型インフルエンザへの感染の可能性があると判断された場合

- ・児童生徒、教職員及びそれらの家族が、新型インフルエンザの発症が認められた者と同じの会議や行事等に参加していた場合

- ・その他、学校長が新型インフルエンザへの感染が疑われると判断した場合

イ 学校長は、出席停止とした生徒の保護者に対し、出席停止の理由を通知するとともに、生徒の外出の自粛など出席停止中に家庭で留意すべき事項について指導する。

ウ 出席停止の解除

学校長は、出席停止者の健康状態を定期的確認するとともに、医師等が新型インフルエンザの発症の可能性がないと判断した場合、出席停止中の生徒又は

教職員に対し、出席停止等の措置を解除する。

② 臨時休業措置

ア 学校長は、新型インフルエンザへの感染が認められないまでも、新型インフルエンザへの感染が疑われる（上記、①出席停止措置」に記載したケースを参照）者が多数出、感染拡大の恐れが高いと判断した場合は、速やかに市教委へ連絡する。

市教委は、必要と判断した場合、学校に対し臨時休業を指示する。

イ 市教委は、国内で新型インフルエンザ患者が確認され、感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、各学校に対し臨時休業を指示する。

③ 臨時休業期間中における生徒及び保護者への対応

学校長は、生徒の保護者に対し、臨時休業の理由を通知するとともに、外出の自粛など臨時休業期間中に家庭で留意すべき事項について指導する。

④ 臨時休業期間中に各学校で対応すべき事項

ア 学校長は、臨時休業期間中における児童生徒及び教職員の健康状態の把握に努める。

イ 学校長は、臨時休業期間中の児童生徒及び教職員の状況（感染者数、感染が疑われる者の数等）を定期的に市教委へ報告する。

⑤ 臨時休業期間中の教育活動の実施

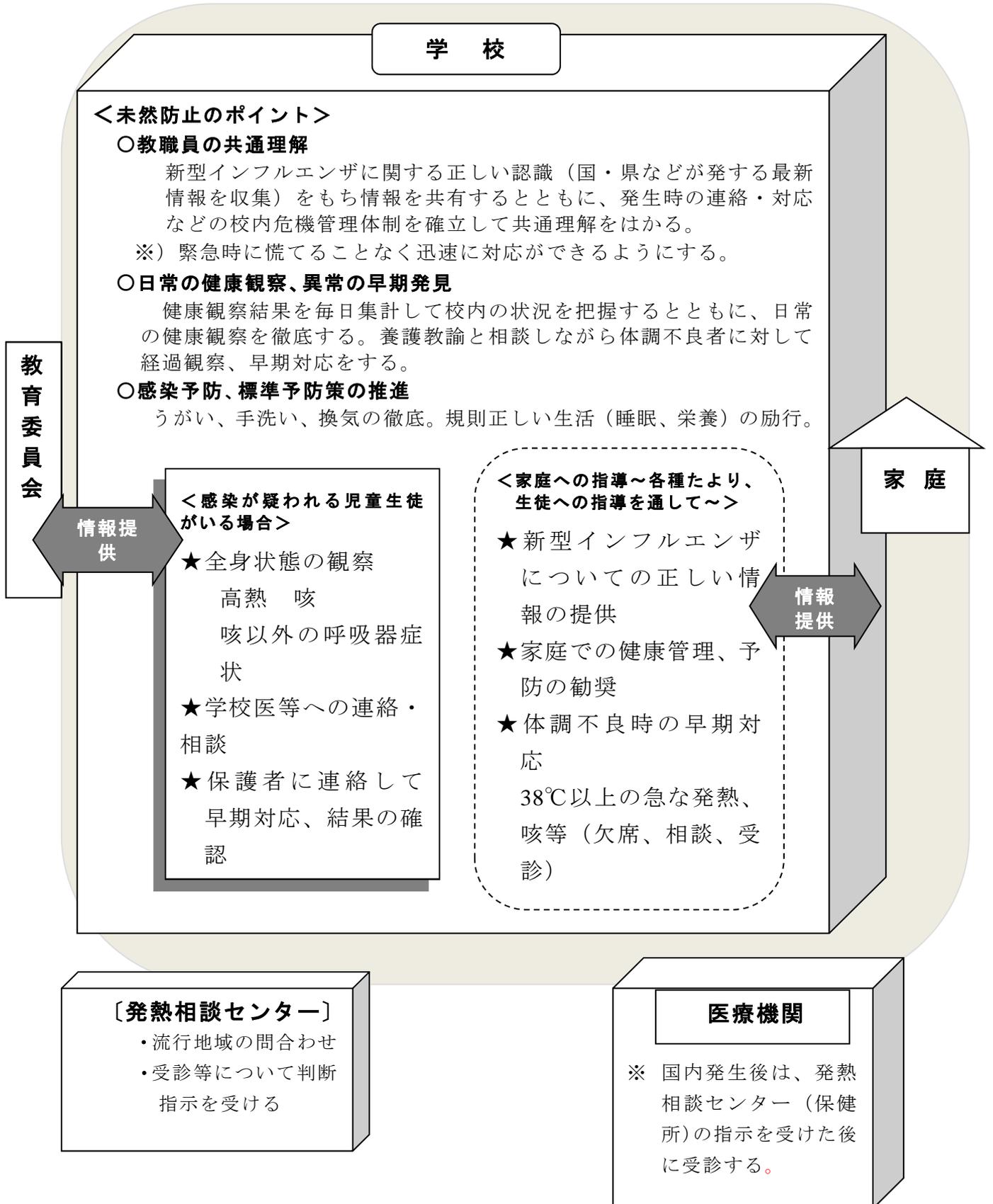
ア 学校長は、職員に対し「生徒に対して、臨時休業期間中の家庭学習の進め方について可能な範囲で指導する。」ことを伝える。

イ 臨時休業中の教育は自学自習を基本とし、必要に応じて自宅へ教材を郵送、ファックス、メール等を利用して指導する。また、各学校に電話相談窓口を設置するなどの方法により、教育機会の確保に努める。

⑥ 入試等の教育関係行事への対応

臨時休業が高校入試など県内の生徒の大多数が参加する行事と重なった場合は、県教委の指示に従う。

1 学校における新型インフルエンザの未然防止対策について



1 2 個人情報 の 漏洩

1 未然防止の取り組み

(1) 個人情報の管理に関する教職員の意識向上

児童生徒の住所録など個人情報を掲載した書類の管理の仕方を明確にするなど、平素から個人情報の管理に教職員が細心の注意をはらうような環境づくりに努める。

(2) 諸帳簿の取扱いに関する規定の整備

諸帳簿の取扱いに関する規定を整備しておくとともに、管理職は、年度始めや学期末及び年度末など諸帳簿の作成が行われる時期には、諸帳簿の取扱いに関する教職員の注意を喚起することに努める。

(3) 電子情報の管理方法の明確化

成績など個人情報を記録したUSBメモリ・外付けハードディスクなどの取扱い及びパソコン本体の管理に関する注意を喚起する。

校内LANを通じて、成績など個人情報の送受信が行われるが、情報送受信に関する規定及びセキュリティーを高める。

※パソコン本体及び個人情報データの学校外への持ち出しは、原則禁止である。

○通知表について

学校に備えるべき表簿は、学校教育法施行規則第28条に規定されており、保存・管理等その取扱いには注意が必要である。通知表については、学校に備えるべき表簿のように法令などには規定がないが、内容からして指導要録や出席簿等に準じるものであり、適正な取扱いや管理が求められる。

○学校教育法施行規則（文部省令第23号 昭和22年5月23日）

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

一 学校に関係のある法令

二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録、学校歯科医師執務記録、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌

三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任の教科又は科目及び時間表

四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿

六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録

七 往復文書処理簿

○通知表と指導要録の関係について（文初小大124号、平成3年3月20日通知）

指導要録は、一年間の学習指導の過程や成果などを要約して記録するものであり、その様式や記載方法を学校と保護者との連絡に用いるいわゆる通信簿などにそのまま転用することは必ずしも適切ではないこと。したがって、学校においては、指導要録における各教科等の評価の考え方を踏まえ、生徒の学習指導の過程や成果、一人一人の可能性などについて適切に評価し、生徒一人一人のその後の学習を支援することに役立つようにする観点から通信簿などの記載内容や方法、様式などについて工夫改善すること。

2 発生時の取り組み

対応の流れ	管 理 職	教 職 員
<発生時の危機管理> ○書類紛失 ○対応方法の決定 ○生徒・保護者への謝罪、説明	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失時の状況及び書類等事実の確認 ・警察への連絡内容の確認 ・教育委員会への第一報 ・児童生徒、保護者への謝罪及び説明方針を決定 ・外部への窓口への一本化 ・関係書類の再度作成 ・個人情報管理の再点検の指示 ・個人情報管理上の注意の再確認 ・保護者などへの説明内容の明示 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職への報告（紛失した書類などの種類と紛失した際の状況） ・警察への連絡（紛失届）
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>・生徒のプライバシーに関する書類が他者に渡るという重大な事象であることを認識し、誠意をもった謝罪、事情説明を行う。</p> </div>		
○校内の個人情報管理の再点検 ○保護者などへの事故再発防止方針の説明		
<事後の危機管理> ○教育委員会報告	<ul style="list-style-type: none"> ・事故報告書の作成と教育委員会への報告 	

1 3 職員の服務違反（体罰・飲酒運転・事件等）

1 対応の基本的考え方

(1) 教職員の服務の考え方

教職員の服務については、憲法第15条第2項や地方公務員法第30条で規定しているが、「教職員は全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、職務の遂行に当たって全力をあげなければならない。」ことが基本になっている。このように「公共の利益のため」に勤務する教職員には、自ずから法令に基づいてさまざまな義務が課せられており、それを遵守することが求められている。しかしながら、色々な場面でそれが守られず、懲戒処分の対象になったり、マスコミ等から指導されることも多い。

地方公務員法で課せられている義務のうち、身分上の義務であるものは次のようなものでありこうした義務のなかから違反行為が起こることが多い。

(特に①の信用失墜行為が大半)

- ① 信用失墜行為の禁止（第33条）
- ② 秘密を守る義務（第34条）
- ③ 政治的行為の制限（第36条）
- ④ 争議行為等の禁止（第37条）

考えられる違反行為の主なものには

- ① 飲酒運転
- ② 体罰・破廉恥（セクハラ等）行為
等がある。その他にもいろいろと考えられるが、基本的な対応は同様である。

(2) 対応の基本的考え方

こうした行為は、マスコミ等が競って取り上げやすいものであるため緊急な対応が必要であり、次のことを基本に対応することが大切である。

① 事実関係の正確で迅速な把握

対応の第一は、こういった違反行為の正確な事実確認である。間違った情報は、後で表面化したときに故意であるなしにかかわらず、情報隠しと受け取られ、厳しい批判を受ける可能性がある。

把握した正確な情報を、マスコミ等に発表する場合には、無用な混乱を避けるため、校長または教頭に窓口を一本化して発表することが肝要である。

② 教育委員会等への報告を迅速に行い、適切な指示を得る。

事実関係を正確に把握したら、迅速に教育委員会に報告し、今後の対応やマスコミ等への発表内容等の指示を受ける。

③ マスコミ等への発表や保護者・生徒への説明

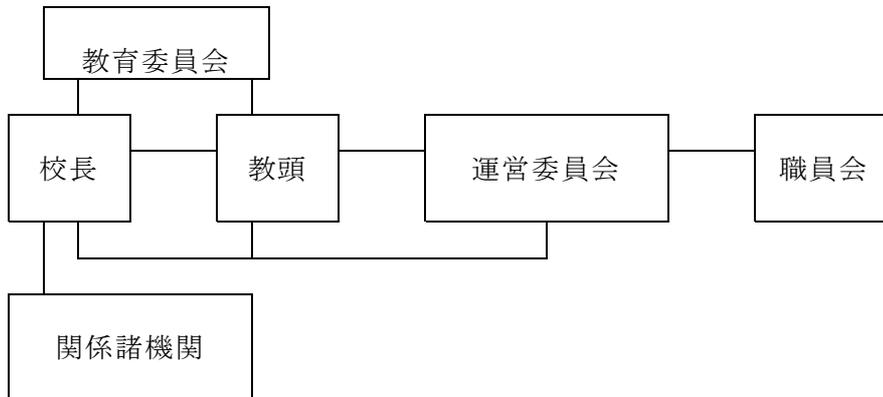
マスコミへの発表が必要な場合は、教育委員会の指示に従い、その内容を十分検討・吟味したうえで、校長または教頭が代表して発表する。個々の教員が絶対にマスコミ等への発言をしないよう、十分指導しておく。

保護者の不安や不信に対応するための説明会等が必要な場合は、内容に応じて、お知らせプリント配布や、保護者会等を開催し、保護者の不信に応える。

また、生徒への説明が必要な場合は、前項集会を開催し、生徒の不信感を解消するように努める。

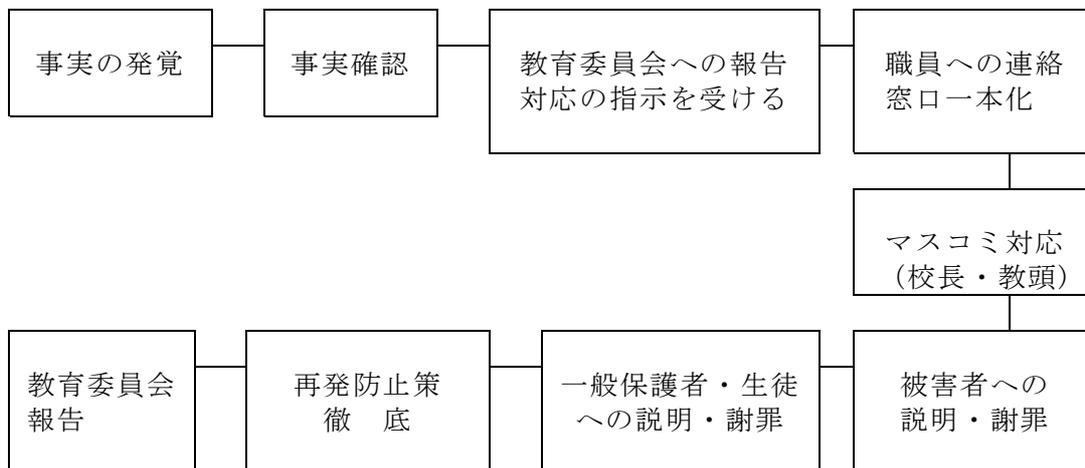
2 対応の組織

- ① 対応の組織は、サービス違反行為の内容で変わってくるが、基本的なものは次のようになる。



警察・PTA・マスコミ等

3 対応の流れ



(1) 飲酒運転、破廉恥（セクハラ等）行為

- ① 警察の摘発で表面化する場合がほとんどであるので、警察署に出向く等して、可能なかぎり本人からと警察官から事情を聞く。
- ② 事実関係の把握ができれば、早急に教育委員会へ連絡し、対応の指示を得る。
- ③ マスコミ等からの取材があることが想定されるので、職員を緊急に召集し、事実の連絡とマスコミへの対応を確認する。
特に、取材は管理職を窓口とすることを確認し、決して勝手に取材に応じないことを徹底する。
- ④ 保護者等への説明の必要がある場合は、PTA役員会等を開き、事実の報告と謝罪をする。
- ⑤ 事故を起し、負傷者や死者が出た場合は、被害者宅に出向き、謝罪を行う。
- ⑥ 二度と再発しないように、職員への再発防止の指導を行う。

(2) 体罰

- ① 体罰は法律で禁止されているにもかかわらず、後を絶たない。
授業中や部活動指導中に起こることが多く、怪我を伴ったり、教師不信を招いたり、問題は多い。また、マスコミ等で競って取り上げられることも多く慎重な対応が望まれる。
- ② 被害生徒の訴えや保護者からの抗議で体罰が発覚することが多く、体罰の事実が

明らかになったら、すぐに当該教師を呼び、事実確認をする。それとともに被害を受けた生徒や保護者からも、詳しく事情を聞き、両者の言い分を突き合わせ、事実を正確に把握する。

- ③ 事実を正確に把握できた段階で、できるだけ早急に教育委員会に事実を連絡し、対応の指示を受ける。
- ④ 職員に事実を正確に知らせるとともに、マスコミ等から取材があった場合、その対応については管理職に窓口一本化を行い、他の職員は一切勝手に対応しないよう指示する。
- ⑤ 生徒に怪我をさせた場合は、被害者宅へ出向き、誠意を持った謝罪を行う。
- ⑥ 保護者等への説明の必要がある場合は、PTA役員会等を開き、事実の報告と謝罪をする。また、必要に応じて全校集会等を開いて生徒が動揺しないように説明や謝罪を行う。
- ⑦ 二度と再発しないように、職員への再発防止の指導を行う。

4 対応上の留意点

◎ マスコミへの対応原則

校長は、プライバシー保護の立場から、《窓口を一本化》し、毅然とした態度で、正確な情報を提供しなければならない。
その原則は次の3点に要約できる。

原則1 取材攻勢の厳しさに直面し、事実でないことを述べたり、事実にするこ
を質問されるままに肯定する（あるいは否定しない）ことがあってはなら
ない。事実に反することはすぐ明らかになってしまい、そのことが、学校に対
す不信感を増幅し、学校に対する避難攻撃を倍加する結果になる。

原則2 校長は黙秘は許されないが、ノーコメントは認められることである。公務員は守秘義務（地公法第34条）があり、特に生徒のプライバシー保護に該当することはノーコメントで通すべきである。ただし、ノーコメントの理由は明確にしなければならない。（例 「事実確認中なので」等）

原則3 校長は逃げないことである。学校の最高責任者である校長が逃げていると、マスコミの取材は、教員、生徒、保護者に向けられ、そのために事態の混乱を一層招くことが多い。ただ、取材の要求に無条件で応じる必要はない。時間的に無理な場合は、時間を指定して取材に応じればよい。
なお、学校に非があった場合には、率直に認めるべきである。再発防止についての、具体的かつ客観的な見通しについても、毅然たる態度で表明する必要がある。

危機管理における学校のマスコミ対応図

教育委員会（学校の管理機関、
正確な情報提供／連携・助言・支援
）
校長（学校の内部管理責任者、
マスコミ対応の《窓口》
）

- ① 問題行動を想定した教職員の役割分担の明確化
- ② 事実確認と分析（なぜ起こったか。どうしなければならないか）
- ③ 原因究明と再発防止策の具現化
- ④ 守秘義務・プライバシー保護への配慮
- ⑤ 毅然とした対応

1 4 不審者への対応

1 基本的考え方

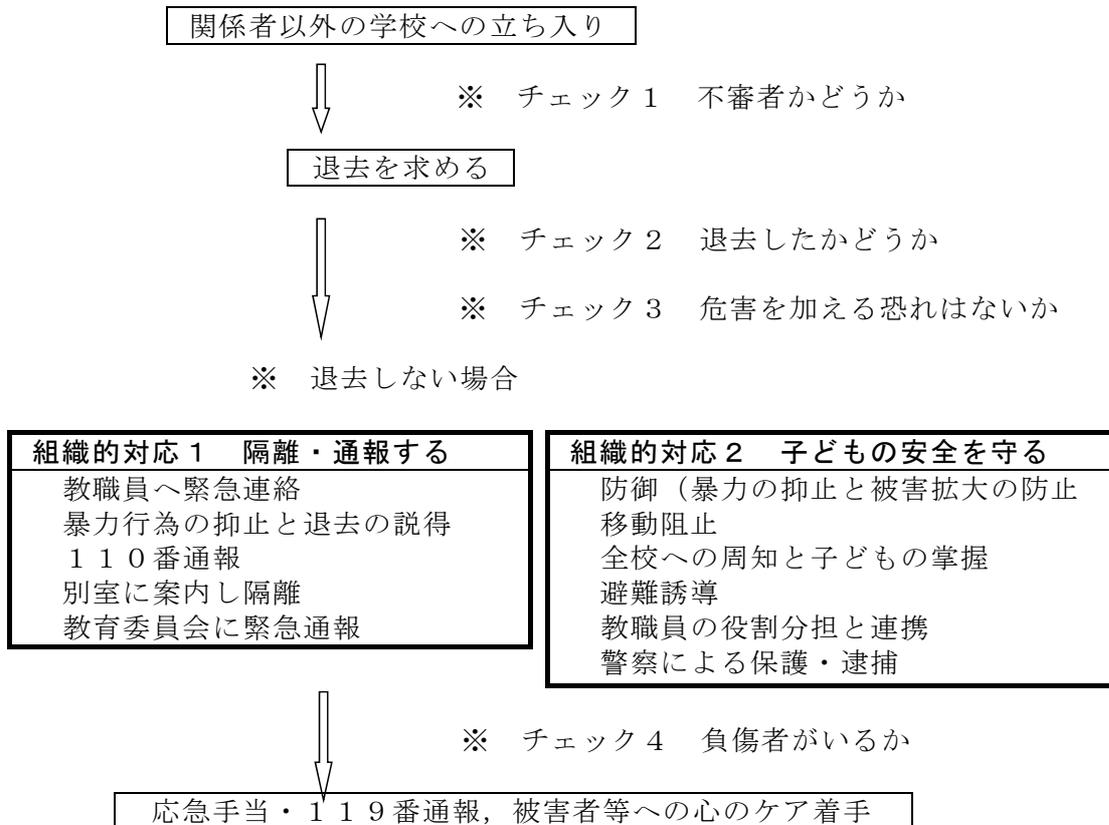
学校への不審者侵入などの犯罪は、子どもや教職員等に生命や心身等の安全を脅かすことはもちろんのこと、学校に対して深刻な被害をもたらし、近隣住民をも不安に陥れるものであり、学校の危機管理と対象として非常に緊急かつ重要なものである。

学校における不審車進入事件の背景や状況は複雑であり、施設整備面（ハード面）及び安全管理体制や教育等の面（ソフト面）の両面から総合的な対策を講ずる必要がある。

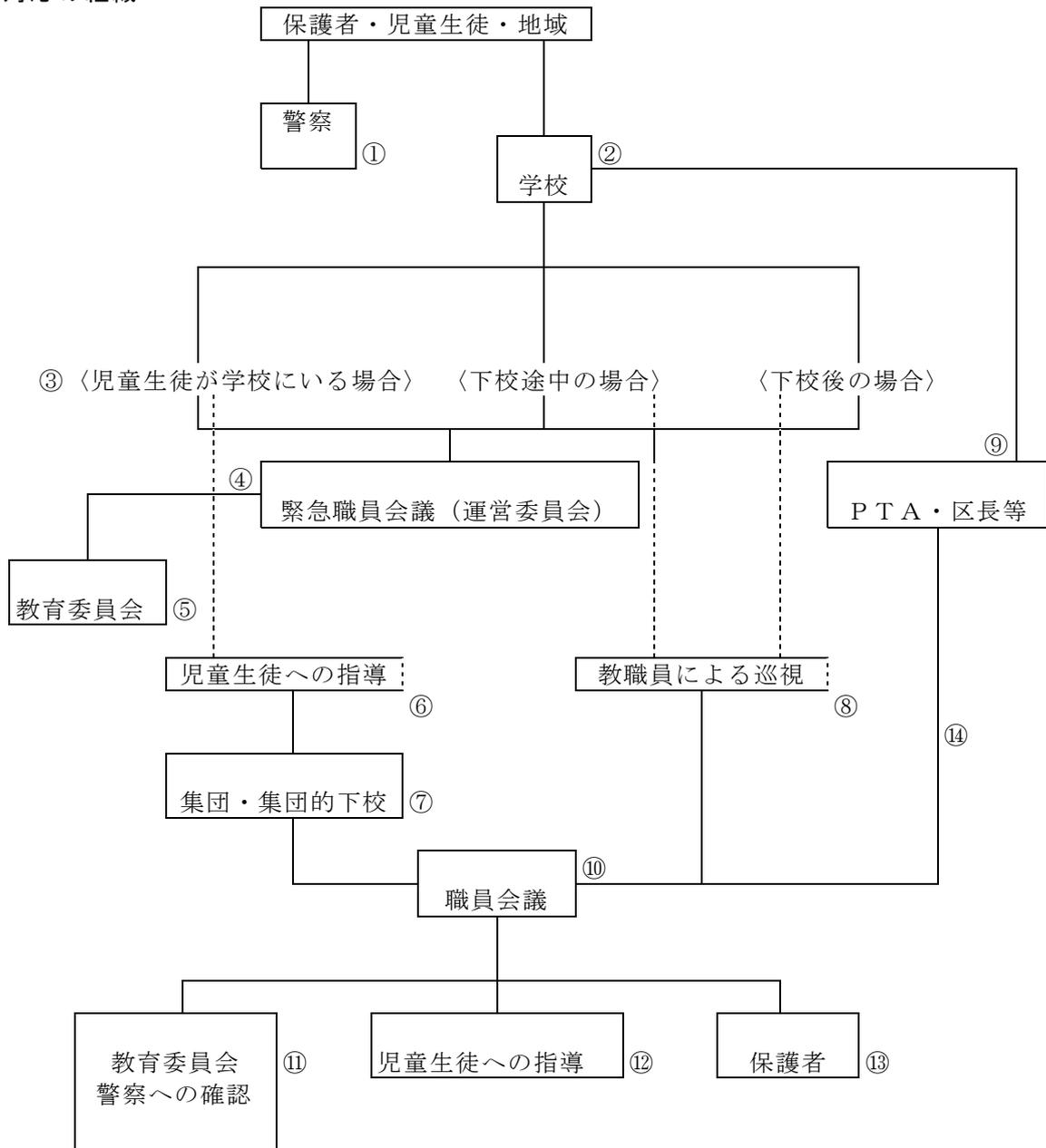
(1) 対応の基本的な考え方

- ① 不審者侵入を未然に防ぐための危機管理
第一に、不審者の侵入を未然に防ぐための危機管理である。学校内への不審者の侵入を防ぎ、子どもや教職員等の安全を脅かす事態が生じないように、対策を講じなければならない。
- ② 事件発生後の危機管理
第二に、万が一不審者侵入事件が発生した場合において、事件発生直後に行う危機管理である。侵入した不審者から、子どもや教職員等の安全を守り、速やかな状況把握と救急・救命、被害の拡大防止・軽減を行うための対策を講じなければならない。
- ③ 侵入者退去後・逮捕後の危機管理
第三に、万が一不審者侵入事件が発生した場合において、侵入者が退去した後、または逮捕された後に行う危機管理である。事態の收拾や、内外からの問い合わせに対応するとともに、事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じなければならない。

(2) 不審者侵入時の対応



2 対応の組織



学校 : 0940-36-2041
 市教委 : 0940-36-5099

1 5 落雷

1 未然防止のポイント

(1) 雷危険情報の収集、危険の予測

情報収集は、大別して以下の2つの方法が考えられる。事前の予測情報である①の情報収集を基本とし、②による学校周辺の状況を加味しながら落雷の危険性を把握すること。②の現象が確認された場合には、既に非常に落雷の危険性が高まっていると認識すること。また、全ての対応を通じて常に情報収集を実施すること。

① 気象情報提供機関から

・ 気象庁等の雷予報・雷注意報（ホームページ、無料） 気象庁や民間気象情報会社がホームページ上で地域毎の雷予報や雷注意報を提供しており、それらのサイトを参考のこと。以下のサイトでは、各機関が提供する情報の内容や特徴を整理しており、また各機関へのリンクも張られている。

【アドレス】 あおば屋 (<http://www.aobaya.jp/lightlink.html#forecast>)

② 自然現象等から（予兆現象）

- ・ モクモクと発達した一群の積乱雲（入道雲）の発生
- ・ 突風が吹くと共に気温が下がり、やがて激しい降雹を伴う
※ 激しい降雹が始まったら逃げ遅れと認識した方がよい。
- ・ AM ラジオにガリガリという雑音が入る。 ※ 最近のラジオは雷による雑音が入りにくい様に設計されているので注意
- ・ 雷警報器のアラームが鳴る
- ・ 雷鳴、雷光 ※ 雷鳴が聞こえたら、次は自分に落雷する危険性があることに注意
※ 雷鳴は約 10km しか届かないが、雷は約 20km 先にも落ちる場合がある。

2 発生時の対応

(1) 登下校時

- ① どのような方法でも発生・接近の正確な予測は困難なため、早めに安全な場所(建物などの内部)へ避難する。
- ② 雷雲が近づくと、多くの場合は突風が吹くとともに気温が下がり、やがて激しい雹になる。しかし、突風や降雹より落雷が先に起こることがあるため、早めに避難する。
- ③ 雷鳴はかすかでも危険信号。雷鳴が聞こえるときは、その後の雷が自分に落ちてくる危険があるため、すぐに安全な場所に避難する。
- ④ 雷鳴が聞こえなくて雹も降っていないときに、突然落雷が発生する場合もあるため、雷鳴だけで雷の発生や接近を判断しない。
- ⑤ 雷活動が止んで 20分以上経過してから、屋外に出る。

(2) 屋外での授業中（水泳・運動場での授業等）

- ① どのような方法でも発生・接近の正確な予測は困難なため、雷鳴が聞こえたら直ちに安全な場所(校舎内)へ避難させる。
- ② 雷雲が近づくと、多くの場合は突風が吹くとともに気温が下がり、やがて激しい雹になる。しかし、突風や降雹より落雷が先に起こることがあるため、早めに避難させる。
- ③ 雷鳴はかすかでも危険信号。雷鳴が聞こえるときは、その後の雷が生徒や教師に落ちてくる危険があるため、すぐに安全な場所に避難させる。
- ④ 雷鳴が聞こえなくて雹も降っていないときに、突然落雷が発生する場合もあるため、雷鳴だけで雷の発生や接近を判断しない。
- ⑤ 雷活動が止んで 20分以上経過してから、屋外に出る

3 落雷による被害者への対応

落雷で動けなくなった人が出た場合、救急車を呼ぶとともに、

- ① 安全な場所に運ぶ。落雷の場合、被害者に触れても感電の心配はない。
- ② 助け出したら意識の有無を確認する。
- ③ 意識がない場合、直ちに呼吸と脈の有無を確認する。

- ④ 呼吸が止まっている時は人工呼吸を、脈も止まっていたら人工呼吸と平行して心臓マッサージをする。
- 1) 気道確保：呼びかけながら、被害者の肩を軽くたたく。何の反応もない場合は口腔内を確認後、頭部後屈あご先拳上か下顎拳上法の方法で気道を確保する。
 - 2) 人工呼吸：呼吸がなければ、口対口人工呼吸によって 5 秒に 1 回呼気を吹き込む。
 - 3) 心臓マッサージ：頸動脈に触れてみて、もし心臓が止まっていることが確認されたら、ただちに吹き込み人工呼吸 2 回、心マッサージ 15 回を繰り返す。医師の手当てが受けられない場所で起こっても、決してあきらめずに、必要があれば人工呼吸、心マッサージなどの処置を続ける。
- ⑤ 意識がなくても、呼吸と脈がしっかりしている場合は、肩の下に高さ 10 cm くらいのものをあてて頭を下げて気道を確保した上で救急車の到着を待つ。
- ⑥ 意識がある場合には、本人が最も楽な姿勢で安静にさせて救急車の到着を待つ。鼓膜が破けて耳が聞こえない場合があるので、確認する。感電後、被害者は全身の疲労感を訴える場合があり、興奮したり震えている場合は、言葉をかけるなどして落ち着かせる。
- ⑦ 体にやけどを見つけた場合、水で冷やす。
- ⑧ たとえ患者の意識がはっきりして元気そうな場合でも、感電は体の奥までやけどしていることがあるため、早急に救急病院での診察を受けさせる。